

平成24年第2回防府市議会定例会会議録（その6）

○平成24年3月7日（水曜日）

○議事日程

平成24年3月7日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	松 村	学 君	2 番	土 井	章 君
3 番	斉 藤	旭 君	4 番	重 川	恭 年 君
5 番	山 田	耕 治 君	6 番	河 杉	憲 二 君
7 番	久 保	玄 爾 君	8 番	青 木	明 夫 君
9 番	三 原	昭 治 君	10 番	田 中	敏 靖 君
11 番	中 林	堅 造 君	12 番	高 砂	朋 子 君
13 番	山 根	祐 二 君	14 番	今 津	誠 一 君
15 番	弘 中	正 俊 君	16 番	大 田	雄 二 郎 君
17 番	佐 鹿	博 敏 君	18 番	行 重	延 昭 君
19 番	田 中	健 次 君	20 番	藤 本	和 久 君
21 番	山 下	和 明 君	22 番	横 田	和 雄 君
23 番	木 村	一 彦 君	24 番	山 本	久 江 君
27 番	安 藤	二 郎 君			

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市	長	松浦正人君	副	市	長	中村隆君						
会計管理者		安田憲生君	財	務	部	長	本廣繁君					
総務部長		阿川雅夫君	総	務	課	長	福谷真人君					
生活環境部長		柳博之君	産	業	振	興	部	長	梅田尚君			
土木都市建設部長		権代眞明君	健	康	福	祉	部	長	田中進君			
教	育	長	杉山一茂君	教	育	部	長	藤井雅夫君				
上下水道事業管理者		浅田道生君	上	下	水	道	局	次	長	岡本幸生君		
消	防	長	秋山信隆君	代	表	監	査	委	員	中村恭亮君		
入札検査室長		福田一夫君	農	業	委	員	会	事	務	局	長	山本森優君
選挙管理委員会事務局長		高橋光之君	監	査	委	員	事	務	局	長	永田美津生君	

○事務局職員出席者

議会事務局長 徳永亨仁君 議会事務局次長 末岡靖君

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。21番、山下議員、22番、横田議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、8番、青木議員。

〔8番 青木 明夫君 登壇〕

○8番（青木 明夫君） おはようございます。会派「絆」の青木明夫でございます。東日本大震災が起きたのは去年の3月11日、3月定例会の最中でしたが、ちょうど1年が経過しようとしております。がれき処理も全くはかどっていないのが現状ですが、そのがれきの下には多くの被災者の方々の悲しみや思いがたくさんあることを決して忘れてはならないし、私どもは今、できることがあれば全力を尽くすことも必要と思います。いまだ3,200名の行方不明の方々もいらっしゃいますが、改めて被災された皆様にお見舞い

を申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。執行部におかれましては誠意ある答弁をよろしく願いをいたします。

最初の質問をさせていただきます。公契約のあり方についてお伺いいたします。

公契約とは、自治体の事業、公共工事、サービスの提供、物品の購入を民間企業などに委託する際に結ぶ契約を公契約といますが、この公契約での問題点が浮上してきております。行政改革、規制緩和、それによる公共業務の民営化が進んでおります。民間の経済の活性化と考えれば大変喜ばしいことですが、問題点も種々指摘されております。最大の問題点は労働条件等を規制する制度、法律がないことでございます。結果として、賃金などの労働条件の悪化、そして正規雇用から非正規雇用へ。また不十分な教育訓練、安全対策、あるいは入札失敗時の解雇、その結果として官製ワーキングプアを大量につくり出し、市民サービスの低下を招いているということでございます。公契約による仕事の代金は当然税金から払われます。そこで働く人が貧困であったり、市民の安心・安全が守れないような公の契約は改善しなければなりません。公契約の内容の適正化を通して、これらの弊害を是正していこうという動きが広がっており、その中心的課題は受託企業の労働者の適正な労働条件を確保すること、とりわけ適正な賃金を保証することによって、労働者が安心して公共業務に専念できるようにすることに向けられています。総合評価方式の導入、予定価格の適正化、契約内容の監視監督体制の強化、入札制度の改善などがあるかと思っております。

私は平成21年12月議会で公共サービス基本法について一般質問をいたしました。改めてこの基本法の説明をいたしますと、これは一種の理念法ですが、その11条で国及び地方公共団体は安全かつ良好な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備に関し、必要な施策を講ずるよう努めるものとするという規定がおかれています。努力義務ではあれ、公契約条例制定の指針になると考えます。公契約条例の制定を念頭に置いて質問をいたします。

まず1点目といたしまして、公共工事の平成23年度3,000万円以上の件数、契約総金額、予定価格に対する落札率についてお伺いをいたします。

2点目といたしまして、業務民間委託について。学校給食センター、小学校給食委託業者の雇用体制、地元雇用者数、待遇についてお伺いをいたします。

3点目といたしまして、指定管理者について。うめてらす、ソルトアリーナ、それぞれの指定管理者の雇用体制、地元雇用者数、待遇についてお伺いをいたします。

4点目といたしまして、PFI方式の導入についてお伺いをいたします。クリーンセンターの運営業者に対する条件内容等についてお伺いをいたします。

5点目といたしまして、随意契約で平成23年度1,000万円以上の件数についてお伺いをいたします。

6点目といたしまして、公契約条例の制定についてお伺いをいたします。この件に関しましては、先ほど申しましたが、私、平成21年12月議会で一般質問をいたしました。公共サービス基本法の制定後、千葉県野田市で公契約条例が平成21年9月に制定されております。一般質問で公契約条例の必要性を質問いたしました。答弁では「国、県、近隣市町の対応等を見ながら本市に適した施策を研究してまいりたいと考えております」との答弁でございました。野田市に続き国分寺市、日野市、豊中市等が公契約条例の制定に向けていますが、本市ではどのような研究をされたのか、また公契約条例の必要性についてもお伺いをいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 8番、青木議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

1点目の平成23年度の公共工事で請負金額が3,000万円以上の件数、契約総金額、予定価格に対する落札率についてのお尋ねでございましたが、市及び上下水道局の入札結果を合わせた3,000万円以上の件数は28件ございまして、これに対する契約金の総額は18億9,000万円で、予定価格に対する落札率は85%となっております。

次に2点目の業務民間委託に係る学校給食センター、小学校給食委託業者の雇用体制、地元雇用者数、待遇についてのお尋ねでございましたが、現在、学校給食調理等業務委託を学校給食センター、小野学校給食共同調理場、小学校7校でそれぞれ実施しておりますが、給食委託業者の従事者は全部で79名、そのうち19名が正規社員、60名がパート社員でございます。地元雇用者につきましては1名を除き79名中78名が市内在住の方でございます。また、業務責任者や正規社員等の配置、栄養士等の資格要件は求めておりますが、従事者の待遇については特に定めておりません。

次に3点目の指定管理者の雇用体制、地元雇用者数、待遇についてのお尋ねでございしますが、最初に防府市まちの駅うめてらすの状況について申し上げます。

うめてらすでは指定管理者である防府市観光協会が常勤契約職員2名、パート職員4名の計6名体制で施設の管理運営を行っており、職員はいずれも市内在住の方でございます。

次にソルトアリーナの状況について申し上げます。

ソルトアリーナ防府、武道館、陸上競技場の指定管理者でございますコナミスポーツ&

ライフ日本管財グループの職員雇用状況でございますが、この2月末現在で正職員の支配人とマネジャーが各1名、パート職員33名、計35名の体制でございます。また地元雇用者数につきましてはパート職員全員が地元採用でございます。

次に、4点目のクリーンセンターの運業者に対する条件内容についてのお尋ねでございますが、防府市クリーンセンター整備・運営事業におきましてはPFI事業として設計、施工、運営まで一括で契約しておりまして、整備工事においては設計・施工を川崎重工業株式会社が、運営事業につきましては川崎重工業株式会社が90%出資する子会社、いわゆる特別目的会社であるグリーンパーク防府株式会社が行うこととなっております。防府市クリーンセンター整備・運営事業の募集要項において、この特別目的会社を設立し本店所在地を防府市内とすること及び運営に必要な人員を確保することを条件としております。また、業者選定における非価格要素の審査基準の中で地域性、いわゆる地元貢献度についても評価することを公表しておりまして、業者からは積極的な地元の人材活用や育成について提案され、この特別目的会社の職員のほとんどを正規職員として採用する予定とされております。

次に5点目の随意契約で1,000万円以上の件数についてでございますが、市及び上下水道局を合わせた件数は53件でございます。

最後に6点目の公契約条例の制定についてのお尋ねございましたが、平成21年9月千葉県野田市で公共工事や業務を受託する企業に対し、一定水準以上の賃金支払いの義務付けなどを盛り込んだ全国初の公契約条例が制定されております。御案内のとおり公契約条例につきましては平成21年12月定例市議会での一般質問で、公契約条例については労働条件の向上及び労働環境整備につながる考え方について注目しており、調査研究する旨、答弁いたしておりました。その後、野田市に先駆けて条例案を上程し、否決されました尼崎市の事案について、その問題点を調査いたさせましたところ、1点目に最低賃金法で定める額を上回る金額の支払い義務を規定すること。2点目に最低賃金法の遵守にもかかわらず、罰則規定を設けること。3点目として労働契約の内容に介入するものであること等々について、関係法令に対する違法性についての見解があると報告を受けているところでございます。

これらの論点につきましては、野田市での条例制定時に法的な論点として整理されており、参考になるところでございますが、尼崎市で否決、野田市では可決という状況でございますので、必ずしもその疑義が払拭されたとはいえない状況であると考えております。

野田市におかれましては、国に先駆けて条例を制定されましたが、その前文には、「公平かつ適正な入札を通じて豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件が確保される

ことは一つの自治体で解決できるものではなく、国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講ずることが不可欠である」と述べられており、国による法制化を促されているところでございます。憲法第27条第2項には、「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」との規定があることから、やはり労働条件の決定につきましては労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守し、労使で適切に履行されるべきであると考えております。

このことは、本市を含む800を超える議会において、国に対して公契約法等の制定を求める意見書が採択されていることから明らかでございます。

また、野田市の後、政令指定都市の川崎市でも公契約における賃金の下限基準を定める川崎市契約条例の改正案が可決され、昨年4月から施行されておりますが、先ほど申し上げましたように、最低賃金法との関係など法的な解釈、条例制定の是非を含め、いまだ全国的には賛否両論の状況でございます。

従いまして、本市における公契約条例の制定につきましては、今後国の法制定の動向及び県あるいは他市の動向も注視しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、公契約の考え方につきましては、今後も重大な関心をもっていろいろな角度から検討してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 青木議員。

○8番（青木 明夫君） どうも、詳しい答弁をありがとうございました。

今、尼崎市の話も出ましたが、それに対する市に対する反論等も大分勉強させていただきました。

それでは再質問させていただきます。

公共工事で過去5年間の工事実績についてお伺いをいたします。

平成17年度を100として5年間の公共工事の推移をお知らせください。よろしくお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 入札検査室長。

○入札検査室長（福田 一夫君） それではお答えいたします。

市及び上下水道局の入札結果をあわせますと、予定価格130万円未満及び随意契約は除きますが、平成17年度の契約総額46億8,450万円を100%といたしまして、平成18年度は約82%、平成19年度は約77%、平成20年度は約158%、平成21年度は約119%、平成22年度は約97%となっております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 青木議員。

○8番（青木 明夫君） 2年間ちょっと膨らんでおりますが、恐らく災害のことも加味されていることと思いますが、こうやって公共工事がだんだん少なくなっているということだけは確認をさせていただきました。

それでは再質問させていただきますが、ソルトアリーナの指定管理者について、私の情報と同じなんです、35名とお聞きいたしました、正社員が2名、残りの方は短期のパート雇用と聞いておりますが、問題はないとお考えでしょうか。

また、先ほどもちょっとお伺いいたしました、改めて、指定管理者との契約時に雇用に対する条件の提示があったのかどうかをお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） ソルトアリーナにつきましては、今言われたようにパート職員の比率が大変高いということがございますが、これまで現状の体制による問題、トラブル等は発生しておりません。

指定管理業務につきまして、教育委員会は指定管理者と毎月、協議会を開催しており、基本協定書どおり支障なく遂行されていることを確認しておりますので、現在のところ特に問題はないと考えております。

また、契約時の雇用に対する条件につきましては、指定管理の協定を締結するに当たり、基本協定書において防府市内在住者の採用に努めることが規定されており、先ほどの答弁にありましたとおり、パート職員33名全員が地元採用となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 青木議員。

○8番（青木 明夫君） 今、潮彩市場、それから山頭火ふるさと館、これが指定管理者での運営を考えているようですが、今後、他の指定管理者の予定があればお伺いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 全体的なことなので、私のほうからお答えさせていただきます。

今、議員がおっしゃられました潮彩市場、それと山頭火ふるさと館、これに加えて現在、市営住宅あるいは図書館、それから英雲荘、こういったものについても内部で検討しているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 青木議員。

○8番（青木 明夫君） どうもありがとうございました。だんだん指定管理者も増えて

いくということがよくわかりました。

野田市の話が先ほど出ましたけれど、ちょっとここで野田市の公契約条例の冒頭部分を紹介をさせていただきます。

地方公共団体の入札は、一般競争入札の拡大や総合評価方式の採用などの改革が進められてきましたが、一方で低入札価格の問題によって下請の事業者や業務に従事する労働者にしわ寄せがされ、労働者の賃金の低下を招く状況になってきています。

このような状況を改善し、公平かつ適正な入札を通じて豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件が確保されることは、ひとつの自治体で解決できるものではなく、国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講ずることが不可欠である。

本市は、このような状況をただ見過ごすことなく先導的にこの問題に取り組んでいくことで、地方公共団体の締結する契約が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することができるよう貢献したいと思う。

この決意のもとに、公契約に係る業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図るため、この条例を制定する。

このような書き出しで野田市の公契約条例が制定されているわけでございます。また、この条例中の定義として「1. 公契約、2. 受注者、3. 下請け業者、4. 請負労働者、5. 賃金」これらが定義の中で明確に規定されております。

他市の公契約条例の賃金の項では高卒の初任給と同じ時間給、時給945円と、具体的な金額を明示した条例案もございます。

本市でも高額な公共工事、業務民間委託事業、指定管理者制度、PFI方式、随意契約、独立行政法人等がどんどん進められる中で、地域の雇用、地域経済の活性化等を考えたとき、最も必要な条例と考えます。

公契約条例の制定を進めていただくことを強く要望いたしまして、この項の質問を終わります。

それでは2点目の質問をいたします。

山口短期大学、山口県立農業大学校の防府市との連携についてお伺いをいたします。

先日ある会で講話をさせていただきました。そのときにこのような質問がありました。防府市にある大学との連携はどうなっていますか。山口短期大学は県外からも学生さんがたくさん来ていると思いますが、経済効果は大変なものと思いますがどうでしょうか。入学式、卒業式では地元の議員さんの顔は見受けませんが、市の顔がまったく見えないのはいかなるものですか。このような質問をいただきました。

私自身も去年11月3日にありました山口県立農業大学校農大祭にまいりました。大変な人出で、駐車場も満杯で、車を置くことさえも大変な苦勞をいたしました。ところが県立大学ということもありますが、県会議員さんの顔は見受けられるのですが、市の顔が全く感じられなく、大変寂しい思いをいたしました。

また、先日大阪府寝屋川市で地元大学の連携について勉強をさせていただきましたので、ちょっと紹介をさせていただきます。

観光振興調査特別委員会で寝屋川市を行政視察いたしました。市の経営企画部ブランド戦略室室長より説明をいただきましたが、寝屋川ブランドを確立していく強い思いを伺いました。その中で寝屋川市へ在住する大学が関西医科大学を初め6校あるそうでございます。その6校それぞれの大学と寝屋川市が協定書を結んでいます。学生の感性にかけてみたいとの思いがあるようでございます。そして最初にロゴマークに取り組み、学生から提案のあった「ワガヤネヤガワ」というロゴなんです。後ろから読んでもワガヤネヤガワという言葉になるんですが、このロゴを寝屋川市のブランドとして商標登録をしたとこのことではございました。

余談になりますが、本市でも防府商業高校と防府商工会議所で「幸せます」なるロゴで防府ブランド商品開発に取り組んでおられますが、若い方々の発想を取り入れることは意義あると感じております。本市でも「幸せます」のロゴを防府市の所有権で商標登録も可能かと考えます。商権、いわゆる商売の権利を確保してビジネスにつなげていくことも大切なことと思います。

先日の商工会議所との懇談会で感じたことを、ちょっとつけ加えさせていただきました。それでは質問いたします。

まず1点目といたしまして、山口短期大学の学生300名、市内10%、市外20%、県外70%の内訳になっておりますが、防府市に対する経済効果についてどのように考えているのかお伺いをいたします。300名の学生が確実に防府市で生活をしているわけではございます。また、学生の7割が県外の方と聞いておりますが、どれくらいの市に対して経済効果があるとお考えなのかお聞きいたします。

2点目といたしまして、各大学との過去における連携実績があればお伺いをいたします。よろしくお願いたします。

○議長（安藤 二郎君） 執行部の答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 山口短期大学、山口県立農業大学校と防府市との連携についての御質問にお答えいたします。

山口短期大学におかれましては、昭和42年度の山口工業短期大学としての開学以来、

「至心」を教育理念に学問とまごころの調和を推進しておられ、社会ですぐに役立つ知識やスキルだけでなく根本となる原理原則を理解し、人間味を持って応用する力の育成を目指しておられます。学科構成は児童教育学科と情報メディア学科の2学科で、定員300名の学生が勉学に励んでおられます。

御質問の山口短期大学の本市への経済効果でございますが、新たな需要をもたらす活動といたしましては、研究教材の購入等の教育・研究活動、教職員や学生の生活による消費、また社会貢献などの教育以外の活動や校舎等の施設整備など種々ございます。経済的な波及効果はこれらの活動による直接の効果のほか、この需要により、さらに新たな生産が増加し、産業が誘発されることでの一次、二次の波及効果等を算入して求める方法が一般的でございます。ここでは経済波及効果をお示しすることはできませんが、学生の消費活動による直接の効果の一部として、山口短期大学の学生一人当たりの生活費を月に8万円と仮定いたしますと、300名の学生では年間で3億円近い経済効果があることとなります。加えて大学等の立地による効果は算出される経済的な波及効果だけでなく、そのさまざまな活動から高等教育の機会提供や人材育成の推進、地域の活性化など多様な社会的・経済的効果を生じていると考えております。

次に山口短期大学、山口県立農業大学校との過去における連携についての御質問でございますが、まず山口短期大学につきましては、教職員の皆様に市が設置する各種委員会等の委員として市政に参画していただいているほか、国際交流団体連絡協議会等にも御参加いただいているとのことでございます。また、学生の皆さんには市の主催する各種行事等に御協力いただいております。成人式や生涯学習フェスティバルでは青少年ボランティアとして、防府読売マラソンでは選手の通訳として、また昨年は山口国体の広報などでも御助力をいただき、大変感謝いたしております。そのほかにも青少年の非行防止を目的とした「大道よくし隊」や地域の大道まつりへの協力、中心商店街や各種団体の行事への参加など、学校ぐるみで地域づくりに貢献していただいております。さらに平成23年度は韓国から35名の留学生を受け入れておられ、国際交流フォーラムや国際交流ふれあいバス、外国人サロンなどにも参加されるなど、国際交流の担い手となる人材育成の一翼も担っていただいております。

一方、市と農業大学校との連携といたしましては、平成23年度から市が実施しております耕作放棄地対策事業、山口型放牧支援事業でございますが、こちらへの協力として農業大学校の黒毛和牛を無償で貸し出していただいております。また、農業大学校が新たに就農を目指す方を対象として開講されております「やまぐち就農支援塾」の中では、就農に際しての農業経営や農地の確保などについて、農業大学校と市が協力して相談会や情報

交換会を開催いたしております。ほかにも J A の防府市農業まつりへの出品・販売やうめてらすでの野菜や花の販売実習など、学生の研修の一環として各種行事に積極的に参加され、地域に密着した活動を展開しておられます。また、学校を開放して開催されます農大祭は毎年多くの方でにぎわっており、地域の活性化にも貢献をいただいているところでございます。

さらに、農業大学校には防府市官公庁等連絡協議会に御参加いただき、市政に対する御意見などをちょうだいしているところでございますし、防府市緑化推進委員会や防府市景観計画策定委員会等の委員としても本市の景観計画の策定や都市景観賞の選考等をしていただいております。加えて花壇の講習会や花壇コンクールの審査での御指導や御協力など、本市とは継続的に密接な交流を持っていただいているところでございます。

今後も山口短期大学や山口県立農業大学校といった本市に立地されている学校の皆様とより多くの機会をとらえ、相互に協力しながら地域の振興に向けた連携を密にしていきたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 青木議員。

○8番（青木 明夫君） どうも詳しい答弁をありがとうございます。学生さんが生活してくれることで3億円の年間の経済効果がある。またいろんな連携実績があるということをお聞きしまして安心した次第でございます。これからもぜひ拡大していただけるようお願い申し上げます。

それでは再質問をさせていただきます。

山口短期大学と連携するイベント等に対して補助金や支援体制について必要性を感じますが、その可能性についてお伺いをいたします。よろしくをお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 山口短期大学におきましては、大変これまでも御説明いたしましたようにいろんな御協力をいただいているところでございます。そして、農業大学校についても同様でございます。

そうした中でイベントへの補助金と申しますか、そういった御質問であろうかと思いますが、イベントにつきましてはそれぞれのイベントの趣旨がございまして、その中で先ほども申しましたように、例えば防府読売マラソンであればそれぞれのお弁当とかそういった実費的な補助等も行っておるところでございまして、それぞれのイベントでの内容になってこようかと思えます。

そうした中で本年度、新年度といいますか、平成24年度でございませけれども、山口

短期大学の皆様には大平山の家庭の日のイベントに参加していただくことといたしております。そういった中ではこれも交通費程度にはなろうかと思うのですけれども、そういった中でひとつの報償費として差し上げるというようなことも計画しております。

今後それぞれのイベントの中で共催事業等がありましたら、そういったことも可能ではないかというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 青木議員。

○8番（青木 明夫君） ありがとうございます。大平山の件は予算書等でも拝見させていただいておりますので、ちょっとその大学からも送り迎えの経費等についても結構お金がかかるんですよというような話も出ておりますので、ぜひそのあたりも考慮していただけたらというふうに思っております。

それでは、山口短期大学、山口県立農業大学校との協定書の作成についての可能性はあるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 山口短期大学、あるいは農業大学校との連携と申しますか、協定提携ということでございます。この連携協定を結ぶにあたりましては、いわゆる双方が持っている財産と申しますか、知的財産あるいは人的、物的財産といったものを双方が互いに有効活用できるということが最低条件であろうかと思っております。

そうした中でメリットがあり、お互いが有効活用できる資源があれば連携協定も結んでいく必要があろうかと、そのように考えております。

○議長（安藤 二郎君） 青木議員。

○8番（青木 明夫君） ぜひその知的財産なり有効活用できそうなものを探していただいて、そういう中での協定書を結んでいただければと思っております。

それではもう1点、山口短期大学の防府市よりの対外的な情報発信についての可能性があるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 関係機関として防府市のホームページには一応掲載をさせていただいております。それと教育関係では学校としての位置づけで掲載をさせていただいているところがございます。一応、防府のホームページからリンクできるという形にはいたしているところがございます。

それと、各種広報という形であれば市の広報紙、こちらのほうで農業大学校について、あるいは山口短期大学につきましても行事等あれば掲載いたしていると思います。さらに今、農業大学校につきましても学生募集についてもしているところがございます。そうい

ったところ、あるいはほかにも専門学校とかございますけれども、そういった情報も載せているところがございますので、いろんな形で、市としてこれからも広報活動は努めてまいりたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 青木議員。

○8番（青木 明夫君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

山口短期大学の定数は今300名ですが、実情はどここの大学も同じようですが、少子化によるものもありますが、定員割れをしているようでございます。今は220名程度だと聞いておりますが、一人でも二人でも多くの学生さんに入学してもらうような措置を講ずることも行政として必要と思っております。

県外からの学生さん1人、2年間の経済効果は観光客何人分になるのかを考えていただき、ぜひ防府市からの対外的な情報発信等も考慮していただきたいと思っております。県外から2年間ではありますが、山口短期大学を卒業してよかった、防府市で、県外から2年間ではありますが、防府に住んでよかった、そのように感じてくれることが最良だと思います。恐らく卒業後、新しい生活の場で防府市の宣伝、PRをしてくれるものと思います。将来、防府市の交流人口を増やしていく最良の条件の一つになろうかと思っております。

先日、山口短期大学の事務長さんとお話をさせていただきました。大学としては防府市での行事に参画することにより学生の間人形成を図っていききたい、また、地域との交流も図っていききたい、このような強い思いもあるようなので、ぜひ地元大学の連携をこれからも考えていただきたい。このことを要望いたしまして、この項の質問を終わります。

続きまして、4月より開始される中学校1、2年生の武道必修化の安全対策について伺いいたします。一昨日は弘中議員が、本日午後からは土井議員が同じ武道必修化の質問をされます。重なるところもあると思いますが、安全対策の指導法を主体として質問いたします。

私ごとになりますが、私は防府高校で3年間、相撲をとっておりました。息子が3人います。3男が中学、高校、大学1年まで柔道を部活でやっておりました。孫が3人おります。小学校1年生入学時から柔道を全員やらされております。その親である長男ですが、本人も5年前から子どもと一緒に柔道を始めており、有段者になって今、クラブで指導をしております。このような家庭環境の中なので、武道必修化に対し、決して異を唱えるものではありません。まず、このことを最初に申し上げておきます。

礼に始まり、礼に終わる。日本人として子どものしつけの原点であると思っております。フランスの柔道人口は日本の3倍だと聞いております。柔道人口が増えている要因は、武道精

神の取り入れを主たる目的にしていることのようにございます。フランスでの柔道指導者は380時間の研修が必要とされ、2段の段位の取得も義務づけられております。重大事故は近年ほとんど起きていないとのことでございます。

文部科学省のホームページには、武道は武技、武術などから発生した我が国固有の文化であり、相手の動きに応じて基本動作や基本となるわざを身につけ、相手を攻撃したり、相手のわざを防御したりすることによって勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わうことができる運動、武道に積極的に取り組むことを通して、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習で試合ができるようにすることを重視すると書かれております。

名古屋大学の内田良准教授の調査では、部活動や体育授業中に柔道事故で死亡した中学、高校生は、2010年度までの28年間に114人いた。大半は部活動中の事故だった。手足の麻痺などの後遺症が残った事故も、09年度までの27年間に275件起きているとの報告があります。これだけの被害者があるということは、それだけの加害者の立場になる人が被害者の数だけいるということでございます。ぜひ子どもたちの命を預かっているという覚悟を持って武道必修化を進めていただきたいと願います。

それでは、質問いたします。

まず1点目といたしまして、柔道、剣道、相撲の選択科目があるが、防府市の中学校の現状についてお伺いします。この質問は、一昨日、弘中議員への答弁で、市内中学校11校では、野島が剣道、残り10校が柔道とお聞きしましたが、他県を見ても、佐賀県は剣道が盛んなところなので剣道、沖縄県は空手の発祥の地であることから空手を選択する中学校が多いと聞いておりますが、県内の動向はどのようになっているのか、わかれば教えていただきたいと思っております。

2点目といたしまして、運動経験の少ない女子生徒に対する指導法についてお伺いをいたします。単独の指導者マニュアルがあるのかもあわせてお伺いをいたします。

3点目といたしまして、柔道を経験している生徒に対する指導法についてお伺いをいたします。先ほど、柔道での事故例を紹介しましたが、もし事故が起きれば被害者があります。当然加害者の立場の生徒が生まれるわけでございます。加害者のほとんどが柔道経験者だと予測されるわけですが、柔道経験者への指導マニュアルがあるのか、お伺いをいたします。

4点目といたしまして、体育教師の柔道経験者の割合、有段者の人数についてお伺いします。一昨日の答弁では、保健体育の教師全員が指導できるよう万全の準備をしているとのことございました。もうこれは当たり前のことなので、少し詳しくお伺いをしたいと思います。

5点目といたしまして、中学校1、2年生の学級生徒数と体育担当教師数についてお伺いをいたします。錬成会というクラブの指導者に聞きますと、1人で指導、管理できるのは10人まで、5組の管理が限界だと聞いております。クラブの練習とは内容的にはかなりの差があるとは思いますが、お伺いをいたします。

6点目といたしまして、1年間の柔道授業時間と指導者マニュアルについてお伺いをいたします。

よろしくお伺いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 執行部の答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 武道必修化の安全対策についての御質問にお答えいたします。先日の答弁と重なってしまうところがございますが、お許しを願えたらと思います。

まず1点目の柔道、剣道、相撲の選択科目の中で、防府市の中学校の現状は、との御質問ですが、これも議員、今、御自分の質問の中で発表されましたが、11校中、野島中学校1校が剣道を、さらに、その他の10校が柔道を選択しております。

また、県内の状況は、ということですが、県全体では約9割の中学校が柔道を選択している、そういう状況でございます。

次に、2点目の運動経験の少ない女子生徒に対する指導法と、3点目の柔道を経験している生徒に対する指導法については、関連がございますのであわせてお答えさせていただきます。本市のすべての中学校では、武道必修化に向けて武道事故の未然防止及び事故発生時のマニュアルや安全確保のポイントが押さえられた指導計画を作成しているところがございます。各中学校におきましては、生徒の運動や武道に対する経験の違い等に対応しまして、個に応じた指導が段階的に行われております。具体的には、体育の授業では女子生徒に限らず、初めて柔道を経験する生徒がほとんどでありますことから、まず、すべての生徒が受け身を確実に習得することを目標として指導してまいっております。また、議員御指摘のとおり、柔道の経験ある生徒と経験がない生徒とが一緒に練習をする場合には事故が起こる可能性があるため、能力別の練習やその他、体重、体格、性差などにも配慮して指導しております。

次に、4点目の本市中学校の体育教師の柔道経験者の割合と有段者の人数についてでございますが、現在、本市中学校の保健体育科教員は23名おまして、全員が柔道指導の経験者でございます。また、15名が柔道の有段者でございます。さらに、県主催の柔道研修会に全中学校から保健体育科教員が参加して研修を積んでおります。

次に、5点目の中学1、2年生の学級生徒数と保健体育科教員数についてでございます

が、1学級の生徒は学校規模あるいはその人数によりまして10名から30名程度で、この指導を体育科教員1人もしくは地域の専門的な指導者を講師にお迎えしてチームティーチングで指導する。さらには、大規模校におきましては複数の教員が複数のクラスを合同で指導に当たるなど、工夫した指導をしております。それぞれの状況に応じた指導がされている、そういう状況でございます。

次に、最後ですが、6点目ですが、1年間の柔道授業時数は、各学校の指導時間を平均しますと1学年当たり12時間でございます。ですから、1学年12時間、2学年が12時間、これは保健体育科の総授業時数の各学年の10分の1程度でございます。

次に、指導者マニュアルの内容について御説明いたします。マニュアルは大きく管理面、指導面に分けられ、具体的には、管理面では畳にすき間がないように敷き詰めることなど安全管理にかかわること、指導面では、約束やマナーを守ることや禁止わざをしないことを徹底することなどの安全教育にかかわることが含まれております。防府市教育委員会といたしましては、今後も武道の必修化に向けて各中学校における生徒のけがや事故防止に万全を期す体制を一層充実させまして、安全で充実した武道の授業が実施できるよう支援してまいります。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 青木議員。

○8番（青木 明夫君） 今、詳しい答弁いただきました。ありがとうございました。少し安心をしたところでございます。

それでは、ちょっと再質問をさせていただきます。武道必修化について検証する第三者機関が必要と思いますが、考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、御質問の武道必修化の検証、第三者機関の必要性についてお答えいたします。

防府市教育委員会では、平成24年度に市内全小・中学校にコミュニティスクールに指定するための条件整備等を計画的に進めてきております。このコミュニティスクールは、地域の公立学校の運営に保護者や地域の方々が参画し、協働して学校づくりを進めていくくみのもので、これが整備されたものがコミュニティスクールでございます。したがって、この武道の必修化の効果などにつきましても、保護者や地域の方々と検証していくこと、このコミュニティスクールの中でしていくことができると考えております。

○議長（安藤 二郎君） 青木議員。

○8番（青木 明夫君） よろしくお願いたします。フランスでは日本の3倍の柔道人

口があると聞いておりますが、武道精神をしっかりと取り入れている、それゆえに柔道人口が増えていると聞いておりますが、武道精神に対してどのように取り込まれるのか、お伺いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 武道精神に対しての取り組みについてお答えいたします。

武道の指導に当たりましては、文科省が示しました学習指導要領に伝統的な考え方を理解して、礼儀や相手を尊重する気持ちを大切にすることが示されております。したがって、各学校が学習指導要領に基づいた指導を行うことで、この武道精神の育成が図られていくと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 青木議員。

○8番（青木 明夫君） よろしくお伺いいたします。

先日、クラブ柔道指導者の方とお話をさせていただきました。柔道を経験して柔道を理解してもらうことは大変よいことに思う。柔道の精神もぜひ伝えていただき、思いやりの心を大事にする教育をしていただきたいとのことでした。最後に、柔道指導者が必要ならボランティアで出向ける指導者は警察OBの方を含め、たくさんいます、とのことでした。情報としてお伝えしておきます。

弘中議員の答弁の中にも、柔道経験者の地域の専門家も学校派遣できるよう体制を整備したいとの答弁がありましたが、事故防止に万全を期する上では必要なことと思います。

また、そして私からは指導者の方に、中学1年生になる柔道を習っている子どもたちに対して、初心者に対する対応の仕方等をしっかり教えていただくようお願いをしておきました。子どもの命を預かる、事故が起きてからでは遅いという思いで、細心の安全対策に取り組んで指導いただきますことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、8番、青木議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、11番、中林議員。

〔11番 中林 堅造君 登壇〕

○11番（中林 堅造君） 私は、平成会の中林堅造でございます。通告に従いまして、最初の質問に入りたいと思います。

まず、葬儀所業務の存廃についてお伺いをさせていただきます。

平成23年11月29日に、防府市葬儀所業務については速やかな廃止が妥当であるとの答申が行政改革委員会から出されております。その理由といたしましては、市の葬儀所業務を取り巻く環境が時代とともに変貌を続けている。核家族化の進行や地域社会の連帯

感の希薄化など環境変化とともに、民間事業者の多様なサービスの展開が相対的な利便性の低下を顕在化させている。葬儀所の利用者数は減少傾向にある。さらに、火葬件数全体に対する利用の割合も5%前後となっておる。この状況は、既に民間でできることは民間でという状態に移行していると認められる。また、現在、相当額の公費負担によって維持されている状況にある。限定的な利用者のために一定の負担を将来にわたって継続する制度は公平性に欠けると認められる。昭和15年に開始して以来、70年余りにわたり事業を継続してきた市の葬儀所業務は、その役割を十分果たし、現在においてはその役割を終えつつあるとのことと記してございます。

ここで、私の経験を少し話してみたいと思います。議員になる前のこととございます。4年前、葬儀を取り仕切ることになりました。民間業者の会員になっていたこともありまして、当然のこととしてすべてを業者に任せ、取り仕切っていただきました。突然のことであったわけとございますけれども、そういうこととございました。市の葬儀所を利用すること自体、考えにも及ばなかったということとございました。

それからまた、つい最近、2月22日のこととございますが、昔の暮らしを地域の人から教えてもらうということで、佐波小学校3年生の授業のお手伝いをさせていただきました。一通り自分の小学生時代の話を終えまして質問を受けることになりました。女の子の一人から、昔のお葬式はどのようなでしたかと聞かれました。10歳ぐらいですから、昭和の何年ぐらいのことかなということであろうと思いますが、私の小学校時代のこととお答えをいたしました。ほとんどが自宅で、自分の家でやりましたよ、あるいはお寺さんでやりましたよと、そういうこととお答えをしたと思います。組内といいまして、近所の人たちに助けてもらっておりました。向こう三軒両隣ですと。手続から食べごとまですべてを組内の方々をお願いをしたものです。車社会に変わり、自分の家での葬式が困難なものになってきたんでしょうねと、そういう話もいたしました。

さて、市所有の霊柩自動車は更新の時期に来ておること、業務が24時間体制でないこと、民間葬祭業者の存在、市職員の人件費等のことを考え合わせれば、私には行革委員会が出された答申にもうなずけもします。また、市民の理解も得られないこともないようにも思います。しかしながら、生活保護世帯の方々もそうかもわかりませんが、それよりも、困窮はしておるけれども生活保護を受けずに一生懸命に暮らしをしていらっしゃる方々のほうがよりお困りになるのではないかなという気もしておるところとございます。

行革委員会が出された速やかな廃止とは大体どのぐらいの期間になるのか。廃止のいきさつ、市民への説明、周知はどのようになさるのか。そして、民間業者との協議についても市のお考えをお聞きしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（安藤 二郎君） 11番、中林議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

現在、本市が行っております葬儀所業務は、霊柩自動車による御遺体の搬送、祭壇の貸し付け、葬具販売等の業務でございます。

まず、葬儀所業務の廃止の経緯でございますが、平成13年の第3次行政改革におきまして、葬儀所業務については受益者負担の原則により使用料を見直す中で、当面存続することという答申を受けております。使用料につきましては、平成15年の斎場悠久苑の供用開始に伴い、霊柩自動車、祭壇の使用料を平均約20%増額する料金改定を行って現在に至っているものでございます。

しかしながら、答申後、10年を経過した現在、民間事業者の増加、自宅葬儀の減少、葬儀スタイルの多様化などによりまして祭壇の使用件数や霊柩自動車の利用件数は減少しております。さらに、霊柩自動車につきましては、平成3年の使用開始から既に20年を超えまして、夏の暑い時期にクーラーが故障したこともあり、今後も利用者の方々に御不自由をおかけするのではないかと心配しておるところでございます。

このため昨年8月に、行政改革委員会に葬儀所業務の存廃について諮問をいたしまして、11月29日に、御指摘のとおり葬儀所業務については速やかな廃止が妥当であるとの答申をいただきました。

市といたしましても、平成13年の当面存続するとの答申から既に10年が経過しようとしておりますので、これにより答申の御意向を果たしてきたのではないかと考えております。さらに、民間事業者の増加や利用者が減少していること、使用年数が20年を超える霊柩自動車の老朽化を考慮いたしまして、車検の時期に合わせて6月30日をもって業務の廃止を決定したものでございます。

なお、市の葬儀所業務が廃止されれば、御指摘のように経済的に弱い立場にある方々が困るという声も聞いておりますが、生活保護世帯につきましては、葬儀の必要が生じた場合、約20万円程度を限度として、かかった葬祭費を支給いたしております。それ以外の経済的に困窮されているお方々にも利用しやすい料金形態を民間業者では用意もされており、さらに火葬式のみの場合におきましても、それに対応できる状況とお聞きしております。市の葬儀所業務を廃止した後も、市民の皆様にご迷惑がかからないよう、その対応について民間業者と協議してまいりたいと考えております。

なお、当然のことでございますが、市民の方々には市広報、ホームページによって葬儀所業務の廃止につきまして周知いたしたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い

願い申し上げます。

以上、答弁、申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員。

○11番（中林 堅造君） 御答弁ありがとうございました。民間業者の理解と協力が必要であるということを感じました。市民への説明周知をしっかりとお願いをしたいと思えます。私のすぐ後に同じ質問を山下議員がなさって、控えていらっしゃると思いますので、再質問のほうはいたしません、私の要望といたしまして1点ほどお願いをしてみたいと思えます。

旧火葬場へ行くまでの道が少し狭隘でもあります。また、大変暗くて街灯がないということでございます。私、冬の時期に通夜に参列した経験がございませんので、そのあたりはよくわかりませんが、先日、旧火葬場のほうへ夜行ってみました、大変やはり暗かった。帰りの下り坂が大変危険なような気がしております。当局におかれましては心がけておいていただけたらというふうに思います。

以上で、最初の質問は終わりたいと思えます。

それでは、2番目の市長のマニフェストについての質問に入ります。

平成22年5月30日、松浦市長は市長選挙において議員定数半減という公約、マニフェストを掲げて当選なさいました。今日まで1年と9カ月が過ぎ去ろうとしております。あと8カ月余りで防府市は市議会の改選、すなわち一般選挙がやっまいります。これまで議員定数について、議会において5回、提案、採決をしまりました。平成22年9月議会、市長提案の定数13名、否決、平成23年3月議会、市民提案の定数17名、否決、平成23年9月議会、議員提案の定数23名、否決、そして平成23年12月22日、（発言する者あり）そうですね。（「それ、言わんにゃ」と呼ぶ者あり）後で出てくると思いますが、平成23年12月22日、議員提案の定数24名も、賛成9名、反対15名で否決されました。この間、2名の欠員が出ております。

首長選挙は民意であると、我々賛成議員は訴えてまいりました。議案に反対する議員の考えはこうでした。有権者は9万5,107人、そのうちの33.09%ではないか。すなわち3万1,471票、この程度では民意ではないと。大阪の市長選挙、得票率は35.66%、防府市長選挙とほとんど変わりはないと。

ところが、御承知のように大阪市の結果を民主党も自民党も結果は民意であると受けとめました。沖縄県の宜野湾市の市長選挙、これは大変な僅差でございましたが、野田総理はこれも直近の民意であると、そして尊重しなければならないと話をしてまいりました。もう一度言いますが、首長選挙では選挙結果が民意であるということは当たり前のことなの

です。

しかし、防府市議会の定数削減に反対していらっしゃる議員の方々はそういうふうには思っておられませんでした。私は、議員にさせていただいて、まだ1年と9カ月、一番市民感覚に近い議員の一人だと思っております。今、議会は25人で動いております。大変忙しくなると、ほとんどの先輩議員はおっしゃいます。忙しいのは確かですが、25人になったから忙しいのではありません。議会基本条例にのっとり活動しておるからだと思っております。それゆえに以前より忙しくなっているのだというふうに感じております。以前のことは私にはわかりませんので、間違っているのなら後で訂正させていただきます。

平成22年10月16日、市議定数半減を実現する市民の会が直接請求に立ち上がっていただきました。そして、多くの市民のあの署名活動、縦覧を得ての確定数は3万5,578名、この数字をいただき、市長は今日まで定数大幅削減という民意実現のために懸命の努力を続けてこられたと思います。しかし、いまだ実現をしておりません。市長の率直な思いをお聞かせいただけたらと思います。

○議長（安藤 二郎君） 執行部の答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えする前に、若干私なりの思いを述べさせていただきます。

私は就任以来、市民が主役の市政の実現のため、常に市民の目線に立った行政運営に努めてまいりました。就任当初から特に行政改革を市政の最重要課題と位置づけまして、日々が行革という思いの中で、改善と改革に鋭意、力を注いできたところでございます。

まず最初に、隗より始めよの思いで、市長就任翌年の平成11年に特別職の賞与を10%カットすることからスタートいたしまして、職員手当の見直しなど可能なところから行政経費の節減に努めてまいりました。

次に、効率的な行政運営を目指し、執行部局における事務事業を徹底的に見直すことに取りかかりました。見直しに当たっては行政改革委員会を立ち上げ、民間の委員の皆様方にさまざまな角度から御協議をいただいた結果、学校用務員業務、ごみ収集業務及び学校給食業務の民間委託並びに保育所の民営化を推進すべしとの答申をいただき、この答申に基づき、私は市民の方々の御理解と御協力をいただきながらこれらの実現に努め、就任直後と比較すると職員数は大幅削減となり、行政改革の実を上げているところでございまして、本市の将来を見据えて、平成13年に着手いたしましたこの行政改革により、早速翌年の平成14年から改革の効果があらわれ始めまして、その効果額は平成23年度末で約100億円に達する見込みでございます。

あわせて、この間、市の抱える借金でございます市債の残高も大幅に減らしながら消防署、斎場、ソルトアリーナ及びまちの駅うめてらすなどの大型公共施設の建設事業並びに中学校給食完全実施や小野小学校等の建設、乳幼児医療の無料化、移動図書館の開設などの施策にも取り組んできたところでございます。

市民の皆様の御理解と御協力と申し上げましたが、本市の財政は、おかげさまで県内の人口10万以上の都市の中で屈指と言われる状況が実現できており、平成24年度には史上2番目の予算規模となります積極予算を編成することが可能となっております。

しかしながら、いつまでもこの現状に満足しているわけにはまいりません。多くの市民の方々が望まれている、防府市が今後も幾久しく単独市政を続けていくためには、私はこれまでの行財政改革をさらに進化させて、聖域なき行政改革の断行がぜひとも必要であると考えておまして、このことは既に数年前から議会でも折々に申し上げているところでございます。

私は、平成10年の市長選以来、平成14年、18年、そして22年の市長選挙において市民の皆様の御支持をいただき、私なりに懸命に働かせていただいております。そして、22年、一昨年の市長選挙におきまして市議会議員定数の大幅削減を私のマニフェストとして明示いたしまして、多くの市民の皆様からの御賛同をいただき、私はこの約束を果たす責任をいただいているところでございます。

私は、4期目の任期に入りまして、早速最初の定例会でもございます22年6月議会に、27名から13名とする条例改正案を提案いたしましたが、議会におかれましては継続審議の上、同年9月議会において否決されました。同年12月には市民団体から、本市有権者の3分の1を超える、率にすると36.8%の3万5,578名の方々の署名を携えた議員定数を10名減らし、17名とする条例改正の直接請求が提出され、これを受けて、私は昨年、平成23年1月の臨時議会において、再度条例改正案を提案いたしましたが、これも同年3月議会において否決されてしまいました。

このとき私は、公約の実現と民意が反映された市政の実現のため、住民投票の実施も視野に入れ、再度民意をお伺いせねばならぬと覚悟しておりましたが、3月11日に東日本大震災が発生し、この国難に立ち向かうため、一地方都市の大儀よりも復興に向けた可能な限りのお手伝いを優先すべきと判断いたしまして、住民投票の発議を思いとどまったところでございます。

その後、議会のことは議会で主体的に検討し、結論を出すともお聞きいたしましたので、その御判断を期待して注目しておりましたが、議員御指摘のように、9月議会において議員有志から提案された、定数を23名とする条例改正案及び25名とする条例改正案がい

ずれも否決され、さらに同年12月議会において議員有志から提案された、定数を24名とする条例改正案がまたもや否決されました。

これらの一連の動きの中で、私は多くの市議の方々から「削減は民意であり、ある程度の削減については実施しなくてはならない」などといったお話もいただいております。当面は議会の御判断を待っているところでございます。また、さきに述べた10名減の直接請求をされた団体のほかにも、市議定数削減の必要性を述べられた別の団体もございますので、これらのことなども考え合わせますと、大方の市民の方々が議会の良識ある判断を期待しておられるものであると確信をいたしております。

さて、日本は今、時代の激しい流れの渦に巻き込まれ、東日本大震災による地域経済の落ち込みに加え、円高、株安の経済環境が続き、この先の展望さえできない停滞状態に陥っております。停滞するということは経年劣化が進むことでもございまして、国力は低下し、若者は将来への希望を失うばかりでございます。

このような逆境を乗り越えるために、政治の果たす役割は大変大きいと思うものでございますが、国民の政治に対する気持ちは、もはや失望を通り越して、あきらめの段階まで進んでいるようにさえ感じております。このような閉塞感が漂う中で、国民の目線に立った政治が行われることを切望をいたしている一人でございます。

常々私は、政治に携わっている者は、まず民意に対して謙虚でなければならないと思っております。これは国も地方も同じでございます。本市におきましても、我々みずから身を引き締め、不退転の決意で引き続き行政改革に努め、さらにそれを進化させ、聖域なき行政改革を断行していかねばなりません。そして、他市に先駆けた政策を実現し、合併しなくてよかったと、真に市民の方々が感じていただけるよう努めてまいらねばならないと思っております。

そこで、私は公約を掲げてから今日までの約2年間の振り返り、改めて今、私としてできることを真剣に考えた結果、このたび私の給料を10%、副市長の給料を5%、それぞれカットすることとし、今議会にその議案を提出させていただき、可決をいただいたところでございます。

本市議会におかれましては、この2年間に議会基本条例の制定など鋭意進められておられますことに対し、かつての議会人の一人として、私は敬意を表したいと思っておりますが、議員定数の問題につきましても、民意を受けてこの議会に身を置かれる立場の中で、賢明な御判断をなされますよう期待いたしているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員。

○ 1 1 番（中林 堅造君） それでは、また話を続けていきたいと思えます。

今回、私は観光について質問を考えておりまして、インターネットで防府市の木であるサンゴジュを検索いたしましたところ、同じサンゴジュを市の木として制定している都市が1つ、2つなんですが、横浜市は5つ、5本の木を制定しておりまして、もう一つの市は、まさにサンゴジュでございました。その市は、大阪府の大東市でございました。人口12万強、面積は防府市の10分の1です。しかし、高層ビルの林立する都市でございませぬ。議員定数17人、この市については防府市において定数半減を実現する市民の会が、我が防府市と同じ人口ぐらいたが17人で議会は動いておるが、防府市も17人でどうだろうと言っておられた、その市でございませぬ。

平成23年9月議会におきまして、議員提案で出ておりました25人の提案につきましては、賛成をしておる我々にとっては現数25というままでは、これは認めることができないので反対に回ったわけでございます。

議員定数のあり方について、行重前議長の諮問により、議員定数検討協議会が平成22年10月1日に第1回目が開かれました。23年9月20日、10回を数えて終了をいたしました。その中に私も入らせていただいております。県内各市あるいは全国類似都市の議員の定数、住民数、面積、報酬、調査分析をいたしまして1年が経過し、結論と言え、各会派、各議員、考え方が違うということで定数に関する意見等、7ページにわたり答申をまとめて、全会一致の結論は困難ということで、それぞれの意見を併記して終了となりました。1年という期間をかけてわかったことは、それぞれの会派の考えが違うということであったわけでございます。残念な思いをしたことを思い出します。

さて、我が防府市よりも早く、本年6月に、隣の周南市で市議会選挙が行われます。大都市や議員定数検討協議会のとらまえ方で言えば、面積は、周南市が約650平方キロメートル、防府市は188少々でございますが、200平方キロメートルと考えますと防府市の3倍でございます。周南市の定数は30でございますので、防府市27人からすると、とても広過ぎて30人では無理ではなからうか。また、防府の人口は12万人でございますが、周南市は15万人でございます。ですから、周南市から考えれば防府市の人口は8割です。ですから、30人からすれば防府市は24人が適当ではなからうか。また、お隣の山口市と比較すれば、山口市、定数は今34人でございます。面積は、今、山口市は約1,000平方キロメートル、ですから防府の5倍ですから、34人ではやはり無理ではなからうかな。人口は約20万人でございます、山口市は。ですから、山口市の6割、防府市は山口市の6割ですから、計算をしますと20人が適当ではなからうかというふうに思うわけでございます。こういった数字が如実にあらわれてくるわけでございますが、

こういった数字について市長はどのように感じられておりますでしょうか。お聞きしたいと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 御指摘のとおりでありますし、お聞きするところによると、山口市は次の選挙は30名でおやりになると。ならば、今の人口比でいけば18人という数が防府市にはまっていますし、面積5倍強の広大な面積の山口市で、それでやっつけられるということに私はある種の敬意を表したいと、そのようにも思っているところがございます。時代は随分と、この2年間で随分変わってきております。2年前に私が申し上げた半減というのは、あの折何度も御説明いたしておりますが、選挙の折のキャッチコピーとして、わかりやすくお訴えをするという意味においての表現であり、大幅削減あるいは削減ということについての御理解を持っていただきたいということは本議会でも、あるいは個々にも皆様方にそれぞれお話もさせていただいているところがございます。

あれ以来、昨年の大震災を受け、今我々は本当に先の見えない大変な状況下に入っているところがございます。それなりの報酬を得られながら、そしてそれなりの生活を当然なされられながら、とうとい議員活動を続けていただかねばならないであろうと、そのように私は考えておまして、削減については、もはや民意は通り越えて、常識とさえなっていると私は感じているところがございます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員。

○11番（中林 堅造君） 続けて質問させていただきます。

私は、市長と同じマニフェストでもって、市長選挙と同日の補欠選挙で当選をさせていただきました。議会に入りますと、二元代表制だから議会のことは議会に任せてほしいとよく言われております。市長選挙と市議会議員の一般選挙が一緒であれば、同じ時期の民意だから口出しをしなくてもと言えるかもしれませんが、市長選挙、補欠選挙が一般選挙よりも1年半も後にございました。ですから、新しい民意は市長、補欠選挙のほうにあると考えるのは間違っていないと思っております。

確かに市民に選ばれて議会に入ってこられる、私もそうですが、入ってこられるわけがございます。その当時の民意は4年間保証されてはおりますが、民意の中身が違ふと思えます。定数削減反対の先輩議員の皆様方には、やはり後援会の、支援者の意思を確認してほしいと願うものでございます。

平成24年度の予算書を見ますと、議員の数が27人と記されております。市民がこのことをお知りになるとどう思われるのか大変危惧しておりますが、それをお示しになられ

た市長の心中はいかがなものかと思いますが、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 今の予算を立てていく上におきましては条例定数で27となっているわけですので、肅々と、私どもとしては27名分で計上をさせていただくということは、これはもう当たり前のことですのでございます。そのときの気持ちはどうかということでもございましたが、私は、現在が25名で議会が執行されております。25名の皆様方で十分そのお役割を果たしておられるものと感じておりますし、一方では給料がどうかこうとか、いろんな話が全国的には出ているわけでもございます。そうした中であって、私は再度申し上げますが、この27で予算を立てていくということについては、寂しさと同時に恐ろしさも感じながらのことでもございました。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員。

○11番（中林 堅造君） それでは、もう一点ほどお聞きしてみたいと思います。

今、市長も申されましたが、現在、議員の欠員は2名でございます。私は、議員になりましたいろいろ考えてみました。補欠選挙が、私は、市長選挙と同日選挙にありまして、その補欠選挙に出させていただきますが、議員の数がどれだけ減れば、実際に市長選挙がなくても補欠選挙をやらなければならないのだろうかというふうなことを感じまして、確認をしてみました。23人までは補欠選挙はしなくていい、22人になれば何かあるうとも補欠選挙をしなければならないということだと思っておりますが、これは通告してないんですが、選挙管理委員会のほうではどういうふうに、大丈夫でしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋 光之君） 確かに公職選挙法の規定ということで、欠員が出たらやらなきゃいけない。それで、補欠選挙のときの規定で、市長との同日選挙とは全然違いますので、それとは別で、おっしゃったように防府で言うと5人ですか、そうなるともう補欠選挙は市長選挙とは関係なくという話だろうと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） ちょっと補足いたします。わかりやすく補足しますと、直近に市長選挙が行われる場合には、1名欠員であってもやらねばならないと。そういうものがない場合には、単独で市議の補欠選挙をやるというのは、今、選管事務局長が申したように、5人というように私なりに解釈をいたしております。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員。

○11番（中林 堅造君） すみませんでした。ありがとうございました。

それで、私、5人欠員ができて初めて補欠選挙ということであれば、私が議員を辞職して24、もう一人辞職しても23と。それでも議会は動いていくと、議会は動いていくということがこの25名を見てもわかります。議会は23人までは動くのである。そうすると市民のほうからすれば、そういうことができるのであればということですが、私は議会でもって議員の数を減せということでもってここに上がらせていただいたわけですから、それはだめだよということでしたが。そうすれば、市民から当然上がってくるのは、先ほど市長が申しておられたんですが、それができないのであれば報酬を減らしたらどうですかねというような恐ろしい話も出てくるわけですが。私にとりましては、そういうふうに思われるということ自体が恐ろしいということですが、できればそういうことがないようにというのが、以前、市長は人の懐に手は突っ込まないというお言葉を出しておられたような気もしております。防府市議会が少しでも早く議員の削減をしておれば、先ほど市長の話もございましたが、日本の国会がこのような形であろうとは思えません。日本に早く、この防府市議会から議員の数を削減するという発信ができておれば、今のようなことが、もう少し早く国会も腹を決めるようなことにながったのではないかなと、そういうふうに私は考えております。残念に思っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、11番、中林議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、21番、山下議員。

〔21番 山下 和明君 登壇〕

○21番（山下 和明君） 公明党の山下でございます。それでは、通告の順に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、市の葬儀所業務についてであります。先ほど、るる詳しく中林議員のほうから経緯について質問がありましたので、簡略に質問させていただきます。

行政改革委員会は、昨年8月30日付で市の葬儀所業務存廃の検討について諮問を受け、委員会を開催し、11月の29日付で市長に対し、防府市葬儀所業務については速やかな廃止が妥当であると答申が提出されたところであります。その後、1月の13日、1月の31日、2月20日に議会側に対し、それまでの検討の経緯や資料をもとに報告会が持たれたところであります。また、本議会にそれらに関する条例改正案が上程されております。

まず1点目の質問は、市の葬儀所業務について速やかな廃止が妥当であると答申がされたところでありますが、その理由の一つに、市の葬儀所の利用割合の減少が挙げられてお

ります。その答申に従って葬儀所業務の廃止を急ぐ必要があるのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 21番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） お答えをいたします。さきの中林議員の答弁と重複をなるべく避けませんが、あればお許しをいただきたいと思います。

平成13年の行政改革委員会で「葬儀所業務については受益者負担の原則により使用料を見直す中で当面存続すること」との答申をいただきました。議員も当時おられましたのでよく御存じだと思いますが、現在の霊柩自動車が稼働できるしばらくの間は続けなさいと、こういうような認識であったかとも思うわけでございます。答申から10年が経過しております、業務の存続により答申の御意向を果たして今日まで来たのではないかと、そんなふうには思っております。

この間、祭壇や霊柩自動車の利用件数が減少傾向にございまして、御遺体を搬送いたします霊柩自動車でございますが、ついに使用年数が20年を経過しております。日常の点検整備はしっかり行っておりますが、故障により利用者の方々に御不自由をおかけすることがないかと心配をしておるところでございます。

このたび行政改革委員会からも速やかな廃止という答申をいただき、霊柩自動車の老朽化を考慮しまして、車検時期に合わせて本年6月30日付で葬儀所業務を廃止したいと、このようにしたものでございます。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○21番（山下 和明君） それでは、伺いますけれども、市葬儀所の利用割合の減少が上げられておりますが、それでは、この10年の間、まだまだ打つ手はあったのではないかと考えてならないわけでありまして、確かに民間の葬儀事業者の増加もありましょう。しかし、防府市の葬儀所業務をしていることを知らない方も多くおられる中であります。今日まで市民に平たく周知してこなかったことに疑問を持っておるわけでありまして、なぜ市民に業務内容を市広報で周知してこなかったのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） これはもう、この10年間、年々市の葬儀を使われる方が少なくなってきたのはPRが足らんかったのではないかと、平たく言えばそういう御質問かと思うわけでございますが、確かに市民サービスという点においての意義はあるわけでございますが、一方では、それをなりわいとされる民間が厳然としてあるわけでございまして、民間の業務を圧迫していつてしまうようなことというような形にもなりかねない、とらえ

られかねないところでもございますので、そこら辺のものがいろいろ織りまざっての、今日までの10年間ではなかったかと、そのように私なりに思っているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○21番（山下 和明君） 結局その10年間、民間業者が増えることによって、そうした民業圧迫になるのではないかと、そういう懸念で積極性がなかった。伺いますけれど、市の都合で周知しないのは市民に対し余りにも不親切であると思います。そうした周知の、今日までの不手際が結果的には葬儀所の利用割合の減少につながっているのではないかと考えてならないわけであります。ホームページで紹介はあるものの、それは一部の方の情報であって、周知とは到底言えないと思います。市の葬儀所業務については市民便利帳にも載っておりません。市広報ほうふでも、平成22年、23年も全部確認しました。紹介もされていないのが実態であります。一方では、民間の葬儀事業者は営業にも努力されておられますが、反面、市の葬儀所については周知してきたとは考えにくいのであります。そうした市側の姿勢に結論ありきで、周知に手を打たなかったことが一部の市民が知る人ぞ知るとなっているのではないかと考えてならないわけであります。よって、利用割合の減少にあることを事業の撤退の理由に挙げていることに不自然さを感じておるわけであります。市がこうした業務をしていることを市民の多くが知っておられない状況下であることを感じております。周知が満足にされていない中で業務撤退の方針は早過ぎるのではないかと思うのであります。市の霊柩自動車は整備されており、数年は使用可能であると思えます。

そこで、まずは市民に平たく業務内容について周知することを優先して行つては、手おくれかもしれませんが、同時に地域の最前線でお世話をしておられる自治会長、民生委員の意見を伺って、協議の場を持つことはできないものか、どうでしょう。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 市で行う場合、それにかかる費用、それを継続していく費用等々を考えていきますと、不親切という御指摘でございましたが、葬儀業務というこの業務に関してだけで不親切という責めを受ける、これは甘んじて受けねばならないと思っておりますが、ほかの市の、市民へのサービス業務で不親切が起きないようにしっかり気をつけてまいりたいと思っておりますので御理解をいただきたいと存じます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○21番（山下 和明君） 伺います。市の葬儀所を利用された方々から私はいまだかつて苦情等を聞いたことがございません。安価で葬儀が出せることに安堵されておられる方のほうが多いと思っております。市の葬儀所について、市民の方々から対応がまずいとい

った苦情等があったのか。また、市民から市の葬儀所業務は廃止したほうがよいといった声が上がっていたのか。その点についてお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 対応が悪い、サービスがよくないというような苦情をいただいたということは、私は確認を一度もしたことはございません。何せ仕事が仕事でございます。全国でも例のない、70年に及ぶ市役所での葬儀業務でございましたので歴史的な使命を終えつつあると、このように御理解をいただきたいと存ずるところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○21番（山下 和明君） 例のない業務であったということで役割を終えたと判断をされておられるだろうと思います。例えで言えば、防府市にはロープウェイ、これも他市に例のない、珍しい観光行政の——市長が、ということで力を入れて推進されて一方ではおられるわけであります。

もう一度伺いますけれども、葬儀は突然の事態で、遺族は対応に戸惑うのが一般的であります。しかし、遺族の方の中にはわずかな年金で生活し、蓄えも余りなく、葬儀にはお金がかかることに関し、その工面に御苦労されるケースが多々あります。こうした事態の、遺族の方から私どもは幾度となく相談も受け、時には市の葬儀所を紹介し、お手伝いをさせていただきましたが、私だけではないと思います。ここにおられる議員の方々もこうしたことへの対応は大変深刻であることにお気づきではなかろうかと思うのであります。

先ほどから答弁にありましたが、生活保護を受けておられる生活保護者については20万円程度の葬儀費用が支給されておりますので、それはおきますが、問題点は、先ほどの中林議員も指摘しておりましたが、生活保護の対象者ではなく、わずかな年金で生活をされ、亡くなられた故人の入院費の負担が重なった後、そうした生活弱者の方が葬儀を行うケースであります。市の葬儀所業務をやめてしまえば民間の事業者となりますが、自宅葬においてそうした方々の葬儀にかかる費用は増えると想定されますが、このことについてどう考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 確かに、私もそこらあたりで胸が痛む思いがするところがございます。急な事態、お金がすぐそこにあるわけではない、一生懸命まじめに生きてきた、頼っていくところはない、そういう方々はたくさんおられるわけで、私も現実に、昨年夏にそのような場面に直面をいたしました。そこで、私は強く今、担当の者にも話をしているわけがございます。ロープウェイとはちょっと違うんですが、ロープウェイは全国に幾つもあるんですが、この葬儀業務をやっていない、ほとんどというか、ほとんど

ですね、ほとんどの都市が同じ悩みを抱えておられるわけでございます。防府市だけが、急な御葬儀でお金の工面が大変でってお悩みの方がおられるわけでは決して決してないわけで、他市ではどのような取り組みをもってそのような方々に手厚く、及ぶ限りのことをしておられるか、よく調査をするようにということも命じておりますし、そこらあたりを最優先に、これから考えた施策を私どもはやっていかななくてはならないのではないかと、このように思っておりますので、重ねて御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○21番（山下 和明君） 私は、例のない業務であり、防府市の自慢できる、そうした関係者に大変喜んでいただける業務であろうかと思っております。10年前に市の葬儀所のあり方については議論がされてきた時期があります。よく覚えております。廃止に至らなかった要因は、こうした、指摘したような問題を解決することを見出すことができなかったからではないかと思っております。市の葬儀所がそうした立場の市民にとってはありがたい業務であります。

先般、議員への報告会が持たれましたが、市の葬儀所と民間事業者との比較表を参考に説明を受けました。市の葬儀所を利用すれば、自宅葬を行った場合、遺体搬送と標準的葬具を購入し、祭壇を組む使用料を含めても11万円から12万円程度で葬儀をとり行うことができます。祭壇を組むことを除けば、もっと安価でとり行うことができます。また、悠久苑では、葬儀は1日2回まで可能であると。しかし、時間の調整等で1日1回の使用で終わっております。

今日まで葬儀所業務が長期にわたって安価で維持してきたのは、市民が主役の立場を尊重して、所得者への配慮も含まれていたのもあって、よって、葬儀所業務にかかる市職員の人件費は認められてきたものだと思っております。市側が市民に満足な周知の手も打たず、利用割合が減少になっていることを上げ、また、葬儀所業務撤退後の低所得者世帯が置かれる葬儀への費用負担状況やセーフティーネット、安全網も見えない中にあります。これから先、高齢化社会に伴い、葬儀業務は増えていくと思われれます。経済状況も厳しい現状が続いており、葬儀のあり方も自宅でこじんまりとした家族葬も増えていくと想定されます。そうしたことを考えると、葬儀に関する相談窓口業務も必要かと思っております。思うところを申し上げましたが、そうした状態にあった遺族の方から幾度も相談を受けてきた者として、市民の意見を聞かず、速やかに葬儀所業務から全廃、撤退することはいかなものかと思っております。

以上でこの項については終わります。

○議長（安藤 二郎君） それでは、山下議員の質問は途中ですけれども、議員の了解を

得まして、ここで昼食のため13時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 0時59分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

21番、山下議員の一般質問を続行いたします。よろしく申し上げます。

○21番（山下 和明君） 公明党の山下です。引き続き質問をさせていただきます。

大きな項目の2番、女性の登用についてであります。

産業構造の転換によってさまざまな分野で女性の社会進出が進み、未婚、既婚を問わず、仕事と家庭の両立をしていくことは今や珍しくありません。少子化や高齢化社会の中、女性の社会進出の傾向は時代の要請でもあり、さらに加速していくと思われまふ。そうした時代を迎えるに当たり、男女が喜びも責任も分かち合いつつ、まして女性ならではの個性と能力を發揮できる環境が整えば、防府市の政策展開に新たな風を吹き込むことができると思ふものと信ずるものであります。

まず1点目の質問は、市の管理職への女性の登用についてであります。市民の半数は女性であり、政策方針の決定において女性からの目線や分析は当然であります。しかし、平成23年度では女性職員の管理職に値する課長、主幹以上は2人でありまふ。4年前に女性管理職が一人もいない状況下の中、他市と比較し、女性管理職の登用がおくれをとっていることを指摘し、質問いたしました。これに対し、女性の登用がおくられている理由に、市職員の管理職候補が50歳代の年齢層であるため、該当する男性職員218人に対し、女性職員が19人と極端に少ないことを第一の要因に挙げられ、適材適所を基本に、積極的に女性職員の職域の拡大と管理職への登用に努めることを明かされました。それから4年が経過していますが、平成23年度では一般行政職の26%を女性職員が占めていまふ。女性管理職への登用について努力されておられるのか。そして、男女共同参画の中で将来計画として女性管理職の割合はどうあるべきと考えているのか、取り組みと方針についてお伺いいたします。

2点目は、各種審議会等委員への女性の登用についてであります。男女共同参画社会の実現を目指し、平成10年3月に防府市男女共同参画推進計画（防府ハーモニープラン21）がスタートし、平成20年度から平成24年度までの5カ年を第3次計画とし、それまでの基本目標に向け、市民、企業、行政が一体となって取り組みがされておまふ。中でも市の政策や方針決定までのプロセスにおいて女性の能力を發揮し、意見を聞く機会

の場である防府市の審議会や委員会、協議会等における女性の参画は大変重要視されています。

このことについても4年前に取り上げ、質問いたしておりますが、しかし、各種審議会等委員における女性の参画割合がここ4年間、一向に進展しておりません。こうした状況下にあることは女性の参画は十分とは言えず、女性の意見を反映していくことにおくれが生じていることとなりますが、取り組みに安易な考えがあったのではないかと思えてなりません。女性の登用が進展しない要因はどこにあるのか、お伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 執行部の答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、少子高齢化が進み、社会環境が大きく変化する中で、女性の力を活かすことは本市にとりましても大変重要なことであると私も認識しております。

まず、1点目の市の管理職への女性の登用についてのお尋ねでございましたが、管理職の女性職員につきましては、平成20年3月、定例市議会の一般質問で議員に答弁しておりますとおり、平成19年度においては女性管理職は1名もない状況でございましたが、その後、平成20年度1名、23年度からは2名と、わずかではございますが、着実に増えてきておりまして、この間には本市で初めて部次長に登用するなど、女性登用に努めているところでございます。

また、女性職員の現状について御説明しますと、消防吏員、企業職員及び技能労務職員を除いた職員数は590人で、そのうち女性職員数が189人でございます。女性職員の占める割合は現在32%で、平成19年度と比較いたしますと、約4.2%高くなっております。年代別に見ますと、20歳代では43.6%、30歳代では41.2%、40歳代では33.3%、50歳代では17.3%となっております。50歳代を除く各年代におきまして3割以上を女性職員が占めている状況にございます。

そこで、将来計画としての女性管理職の割合についてでございます。管理職の候補となる課長補佐職の女性職員数は、平成19年度と比較いたしますと6名増えておりまして16名になっておりますことや、現在の40歳代の女性割合を考慮いたしますと、10年後には女性管理職の割合が20%を超えていくものと確信いたしておりますし、将来の管理職候補としてふさわしい女性職員も育ってきていると実感しておりまして、今後の活躍に大変期待しているところでございます。

今後も引き続き、管理職にふさわしい人材の育成に努めるとともに、男女区別なく職員の能力、業績、意識姿勢等を考慮した適材適所を基本に、女性職員の職域の拡大と管理職

への登用に努めてまいります。

次の、2点目の各種審議会等委員への女性の登用についてのお尋ねでしたが、本市では平成20年度から24年度までの計画期間内でございます「第3次防府市男女共同参画推進計画（防府ハーモニープラン21）」におきまして、審議会、委員会、協議会等における女性の割合の目標値を30%としております。平成22年3月には、「防府市審議会等の設置及び運営に関する指針」を策定いたしまして、その中で「女性の登用割合が30%以上になるように努めること」と明文化いたしまして、この指針に基づいて女性の登用率の向上に取り組んでまいっておるところでございます。しかしながら、登用の割合は、平成19年4月現在で24.73%、平成23年4月現在で26.64%となって微増でございます。

女性の登用が進展しない理由といたしましては、条例や要綱等によりまして構成員の役職が指定されている場合に女性の該当者が少ないことや、各団体からの推薦に基づいて選出する場合に女性の推薦が少ないことなどが上げられます。さらに、昨年実施いたしました防府市男女共同参画に関する市民意識調査の中で、女性の審議会等の委員への就任についてお尋ねをいたしましたところ、引き受けると回答された女性の割合が2.5%となっておりまして、女性自身の参画への意欲が決して十分ではないということも要因の一つと考えられるところでございます。

各種審議会等委員に女性を多く登用することは、政策・方針決定過程において女性の声に耳を傾けることにより新たな発想が生まれ、さまざまな価値観が尊重される社会を築くためにも必要でございます。さらに、このことは社会のあらゆる分野に男女それぞれの意見が反映され、一人ひとりが社会の対等な一員として、持てる能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を図るためにも大変重要なことと考えております。

したがいまして、女性委員の登用が少ない委員会等委員選出の際の人材発掘や、推薦団体への御協力のお願いや、公募委員の拡大による委員構成の見直しなどによりまして、今後も引き続きより多くの女性委員の登用に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○21番（山下 和明君） それでは、伺います。

1点目の市の管理職への女性の登用についてであります。先ほど答弁でもございましたが、女性職員数割合が年々増してきておると。それと、近い将来20%近い管理職となる女性が、時代を迎えることができるというような、そういうお話であったわけですが、そこでお尋ねしたいんですが、市役所の女性職員割合というものが、先ほど答弁にあ

りましたように増えてきております。しかし、反面、女性管理職人数は現在2名というところで、当然他市と比べて少ないというふうに感じております。

当然、人事は男女平等であります。女性職員を管理職として人材養成していこうとする方針と取り組みというものが時代の要請かとは思いますが、言うまでもありませんが、大事なことは意識して重要な部署で登用してみる。そうした経験を積む中で仕事への自信と全体感が養われるものであろうかと思えます。

そこで、総務部総務課と財務部財政課に女性が少ないようではありますが、この部署において女性登用を控えておられるのか。何か理由でもあるのか。もう一点、将来を考えて、その部署に配属して人材養成をしていく考えはどうかお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 総務部総務課と財務部財政課についてのお尋ねがございましたが、意識的に外してとかいうようなことは断じてございません。詳しいところは、またそれぞれ部長から答弁いたさせます。決して意識的に外しているわけではありません。むしろ私は積極的にどうだどうだという声をかけ続けております。どうぞ。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 総務部の総務課と財務部の財政課ということでございますが、市長が御答弁いたしましたように、これまでも女性職員は配置しております。今、現状では総務課に女性職員もおります。そうした中で、一般的に見ますと総務部と財務部が今、大体20%ぐらいの割合で女性となっているところでございます。今後も引き続き、女性の登用といたしますか、配置の、いわゆるあり方といたしますか、そういったことについては十分注意して配備してまいりたいと、このように考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○21番（山下 和明君） 先ほど申しましたように、こういった部署で次の女性管理職候補というんですかね、そうした方々にこういった部署で頑張っていただくということは、行政全体像が見えてきますし、大きな自信にもつながっていくのではないかと思いますので、そうした視点でお願いしたいところであります。平成23年度では、女性職員が課長補佐級で事務系、技術系あわせて16人おられますので人材養成に努めていただきたいと思います。このことについては、近い将来を期待しておりますので、よろしくお願ひします。

2点目の各種審議会等委員への女性の登用についてであります。伺いますが、第2次男女共同参画推進計画の第3次計画においても、各種審議会委員における女性の参画割合が30%としております。先ほど答弁にあったとおりであります。第3次計画も24年

度で区切りを迎えます。スタートしたときには24.73%で、現在26.6%であります。どう見ても依然と進んでいない登用状況がわかるわけでありまして。第2次と第3次計画から約10年が経過しておりますが、できない目標を掲げ、それで済ませるということに疑問を抱くわけでありまして。

そこで、質問させていただきますが、条例に基づく審議会、そして要綱等に基づく協議会は、その組織の委員数が明記されております。例えば、審議会は委員16人以内の構成をもって組織するとうたっております。そのうち女性委員を何人にするといった具体的な内容の改正にすれば女性の意見を反映することが明確になると思うんですが、この点についてどうでしょう。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 今おっしゃいますこと、よくわかるんですが、国におきましては平成22年12月に策定いたしました第3次の男女共同参画基本計画の中で、社会のあらゆる分野において2020年までに指導的地位につく、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とするという目標の達成に向けて、分野や実施主体の特性に応じて女性の人数や割合を割り当てるという制度の導入を積極的に推進するという基本的な考え方が示されております。ただし、女性の人数や割合を割り当てる制度につきましては、分野や実施主体の特性に応じてとありますように、現段階では政治分野における国会議員の女性候補者の割合を高めるために導入を検討していくというものでありまして、地方行政分野の審議会等については、この制度の導入にはまだ触れておられません。

したがいまして、本市としてそれを考えた場合ですが、このように女性の比率を要綱等で定めるということになりましたらば、その要綱に縛られまして必要な人選ができない等の弊害も考えるのではないかというふうに思っておりますので、少々難しいのではないかなと思っております。

したがいまして、これから先は、今まで同様になりますが、審議会委員等により多く登用するために関係の部局あるいは推薦団体に対して御協力をお願いするというふうな格好で、ぜひ30%の目標にもっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○21番（山下 和明君） 10年が経過しても目標値に達成していない、今言われたことで4年前にも指摘させていただいたんですが、努力はされたとは思いますが、結果的にはほど遠い結果になっているということで。これ参考に申しますと、23年度の今、該当する審議会数は65の審議会数と、そのうち女性のいる審議会数は48となっております。

その65の審議会、その定数委員、委員の人数が1,231人、そのうち女性が328人ということですので、1,231人の30%と申しましたら370人、あと40人程度の採用が必要となろうかと思えます。定着させていく意味も含めて、そうした条例の中できちんと明記していったほうが取り組みも本格化するのではなかろうかと思ったわけですが、否定されたわけで、先ほどから言われている充て職によること等の言いわけにしかな聞こえてこないんですが、団体からの推薦が女性の登用が少ないというようなこともありましたので、そういった同じことを繰り返していかれるというふうには受けとめておりません。

この30%というのも大きな意味があるかと思えます。御承知のように、この議場の中でもほとんどの方が男性で、女性は前、後ろ含めて今議会も2人というような状況の中身でありますので、やはりこういった場にやはり女性のそういった方々が多く参加して意見を述べられることのほうが政策展開において大きく有利になっていくんではないかと思うのであります。この項はこれで終わります。

次に移ります。次は、AED（自動体外式除細動器）の取り扱いについてであります。

法改正によって、平成16年7月より一般市民がAEDを使用することが可能となり、普通救命講習にAEDを使用した実施体制が図られてまいりました。心肺停止患者は1分経過するたびに約10%ずつ救命率が低下すると言われており、その場に居合わせた人たちの迅速で、適切な応急処置が不可欠であります。尊い人命を救い、一刻を争う事態に対応するために公共施設や、多くの人が入り出る民間事業所や、大型店舗にAEDが年々増配備されてきております。防府市ホームページのAED設置一覧では84カ所の公共施設が紹介されております。また、AEDの設置箇所の情報は消防が管理する発信地表示システムに入力されており、AEDが必要と判断した場合、設置場所の情報と使用について口頭指導体制が行われているところであります。

同様の質問を平成19年9月に出しておりますが、まず1点目の質問は、AED設置場所を広く市民に周知するために市広報、ホームページに掲載すると言われていたが、設置場所の情報について、どの範囲まで周知を実施しているのかお伺いいたします。

2点目は、小・中学校にAEDが配備されていますが、子どもたちの命を預かる学校現場で1分を争う事態も想定されます。4年前にも同様の質問をいたしておりますが、その後、教職員の普通救命講習の受講率はどうかお伺いいたします。また、市役所等の公共施設は多くの人々が頻りに利用しております。当時、市長は近い将来、全職員が受講することの必要性を明示されましたが、あわせて市職員の受講率もお伺いいたします。

3点目は、公共施設や一般企業施設へのAED設置は増えてきておりますが、休日や夜

間にはAEDが備えてあっても施錠等で対応ができないこともあります。心肺停止患者の救命率は5分以内に実施することが重要であります。そこで、最寄りの消防署から通報があって、到着が5分を超えるエリア外の24時間営業のコンビニエンスストア内にAEDを設置し、夜間、休日の救急体制の充実を図ることができないものかお伺いたします。

○議長（安藤 二郎君） 執行部の答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） AED（自動体外式除細動器）についての御質問にお答えいたします。

まず最初に、AED設置場所の周知についてのお尋ねですが、平成19年9月議会の一般質問におきまして、議員より同様の御質問をいただいております。その際、AED設置施設の一覧を市広報とホームページに掲載する旨の答弁をさせていただき、その後、早速AEDを設置している市の施設の一覧表をホームページに掲載するとともに、同年11月1日号の市広報に掲載して、市民の皆様にお知らせしたところでございます。当時の市公共施設におけるAED設置施設数は80施設でございましたが、その後、徐々にではございますが、増えてきて、現在では84施設となっております。新年度はこれら設置場所を市広報に掲載したいと考えております。

なお、市のホームページについては、変更がございましたら随時更新をいたしております。

現在、市がホームページ等で公表しておりますAED設置箇所は、市が責任を持って設置及び維持管理を行っている公共施設のみを対象としておりますので、民間施設は対象といたしておりませんことを述べさせていただきます。

次に、教職員と市職員の普通救命講習の受講率についての御質問にお答えいたします。

教職員につきましては、645名のうち受講した者が452名で、受講率は約70.1%でございます。市職員につきましては、消防職員を除く774名のうち受講した者は401名で、受講率は約51.8%でございます。

今後も引き続き職員を対象とした普通救命講習を開催し、受講率を高めてまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（秋山 信隆君） 次に、24時間営業のコンビニエンスストア内にAED設置についての御質問にお答えいたします。

現在、市内の各公共施設にはAEDは設置しておりますので、その付近で発生した救命救急事故等に対しましては、公開時間内であれば救急車が到着するまでにAEDを使用し

て救命処置を行うことができると考えております。しかしながら、休日、夜間等の際は、一部の施設以外は施錠されることから、使用することは難しい状況と言えます。休日、夜間等の救急体制の充実に向けて、今後24時間営業のコンビニエンスストアに設置することにつきましては検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○21番（山下 和明君） それでは、伺います。AED設置場所の周知についてであります。先ほど申されましたように、設置情報が古いということ指摘しておきたいと思っております。市広報でAED設置一覧を周知したのは、先ほどありましたが、19年の11月号、設置箇所は80カ所でした。それ以後、設置情報は市広報で発信されていません。ホームページ上でも設置情報は公共施設84カ所となっております。平成23年度の6月補正予算で、保育所16園、そして幼稚園9園にAED設置事業補助金がAED普及を目的に、1園45万円を限度に補助金が交付されていますが、AED設置一覧には載せていないのはなぜなのか。あわせて、県の公共施設、そしてできれば民間施設がAED設置した情報も収集しておられると思うのですが、それらも含め設置一覧に入れることはできないものか伺いたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 御指摘のように、安心こども基金を活用いたしまして、今年度、私立幼稚園9園、私立保育園16園にAEDを設置していただいたところですが、これらのAEDは保育所、幼稚園職員並びに地域の方々にも講習会を実施していただいております。これらのAEDにつきましては、補助金も入っておりますし、地域の方々の御利用も想定したものでございますので、今後ですが、先ほど申しました、総務部長、言いましたけれども、市のホームページには公共施設しか入っておりませんが、これも一応準公共施設というふうに考えて、設置者の御協力を得ながらこの中に含めてまいりたいと存じております。

それと、民間施設でございますが、現在は県のほうが任意の届け出を受けまして、県のホームページで民間も公共も登録して見れるようになっております。つきましては、これらの情報をもとに早急に市のほうでもできることがないか、また、それを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○21番（山下 和明君） 一般的にホームページ上では、非常に情報が行き届いている

とは思えません。我が地域に、どこにAEDが備えてあるのかを市民が知ることが、心肺停止患者が出た場合、迅速な対応につながると考えられますので、AED設置情報、市の関係の公施設、県も含めて、民間でも開示のできる設置情報は市広報に載せられて、我が地域にはどこの施設にAEDがあるんだということを定期的に周知することが必要ではないかと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、2点目の教職員、また市職員への普通救命講習の受講についてであります。市長は、平成19年の議会の答弁の折、積極的な姿勢を救命講習に対しては示されたわけがありますが、今お聞きしますと、教職員関係が約70%、市職員は約52%程度にとまっているというような状況でありますので、1分1秒を争う状況においてちゅうちょはできないわけありますので、AED設置も重要であります。同時に、迅速にAEDを使いこなせる蘇生法の向上は不可欠であろうかと思えます。多くの方に広めていくためにも、まずは市関係者、教育者から救命講習の受講推進をお願いするところでありたい。

次に、3点目のコンビニエンスストアにAEDを設置する件であります。検討したいという旨の話がありましたが、紹介いたしますが、私は四国の徳島市を参考に、今回こういった提案、質問をさせていただいております。徳島市の消防局警防課が出している資料を見ますと、心肺停止傷病者の社会復帰を前提とした救命処置は5分以内に実施することが重要であると。救命率の向上を図るため消防署から5分出動エリア外の救急現場において応急的な救命処置ができるよう、24時間営業のコンビニエンスストアにAEDを設置し、夜間、休日の救急体制の充実を図るということで、昨年10月の26日、運用開始ということでありまして、設置、今されているのが、問い合わせしましたら、4つのそうしたコンビニエンスストアに設置しておられて、1店舗当たり約20万円の経費が盛り込まれております。

当時の一般紙の新聞を参考に紹介しますが、自治体で独自にコンビニエンスストアにAEDを設置するのは四国初と言われ、市は今後も設置店舗を増やす方針だと。市によると、最寄りの消防署からの所要時間が5分以上の地区にある24時間営業の店舗が対象で、市内で対象となるのが14店のうちということで、そのうち4店がAEDが設置できたと。市はコンビニエンスストア側から無償で設置場所を借り受け、店員は24時間使用希望者への機器受け渡しに対応すると。店舗には設置を知らせる専用のステッカーも貼ると。原市長は、心肺停止した人の救命処置は5分以内に実施することが大切、今後も対象となる店舗に設置を依頼していきたいと、こういった記事がありましたので参考に紹介しましたが、最後に、市長さんお伺いしたいんですが、AEDの普及とか救命講習については、積極的な対応が重要であるということは考えておられると思えますが、今徳島市の事例を御

紹介しましたが、先ほど検討したいという言葉でありましたが、最後に伺って私の質問を終わりたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 本市の救急が到着できるのがおおむね7分ということでございますし、また心肺停止状態が5分を経過すると人命、非常に救命率が低くなるという現実などから勘案いたしましても、可能な限りいろいろなところにAEDを置いていただいて、そしてまた、それを使いこなせるということをお願いしていくことは極めて大切なことであると思っております。したがって、市の職員にもしっかりと、これらについての講習など、今後も進めてまいりたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○21番（山下 和明君） 以上で終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、21番、山下議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、2番、土井議員。

〔2番 土井 章君 登壇〕

○2番（土井 章君） 明政会の土井章です。まず、質問に入る前に、去る1月30日に牟礼公民館で開催されました自治会連合会での議会報告会の席上、ある連自治会長さんからインターネットで質問を見ておるが、答弁が長過ぎてどこが肝心の答弁かわからんと指摘がございました。執行部におかれては、簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

それでは、まず最初に、施政方針演説に関連して質問します。

市長さんは、施政方針の冒頭で東日本大震災に触れ、被災地の一日も早い復興を祈るとともに、幸いにも被災を免れた地域が被災地を継続して支援していくことが大切であり、可能なことにはしっかりと取り組んでいくと発言をいただいています。全く同感でございます。

さて、震災後、頻繁にきずなと代受苦者という言葉にお目にかかっております。辞書によりますと、きずなとは、断つに忍びない恩愛をいい、代受苦者とは、仏教の言葉で、本来、私が受けていたかもしれない痛みや苦しみを代わりに受けてくれる人を指すのだそうでございます。さきの震災もこの地が、防府市が被災していたかもしれないと考えると、東日本大震災の被災地はまさしく代受苦者と言えるのではないのでしょうか。

今、被災地で復興を妨げている最大の課題は、震災がれきの処理が一向にはかどらないことだと思っております。現在のところ、この処理を引き受けているのは青森、山形、東京に加え、島田市で試験焼却を始めた静岡県のみ、検討している市町村があるのは7府県、兵庫県以西では検討している市町村はない状況のようですが、きょう、新聞で長崎県大村市が検討に入るという報に接しました。先日、政府が処理の要請をしていない沖

縄県が具体的検討を始めるとの報道にも接しました。我が国の米軍基地面積の74%を占め、騒音等に悩まされ続けている沖縄県、言い換えれば本土の国民にとって代受苦者とも言える沖縄県の判断には、まさしく頭の下がる思いでございます。

そこで、宮城、岩手両県の皆様、いわば代受苦者に対し、感謝の念を込めて防府市が西日本地域の先頭を切って震災がれきの処理を引き受けてはいかがでしょうか。平成21年災で全国から支援をいただいた防府市民に反対者はいないと確信をしております。きのうの答弁では、数回、他市の状況を見て検討という言葉が出ましたが、他市の後ろをついて行くのではなく、一歩前に行くことが重要です。決意のほどをお伺いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 2番、土井議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

本市は、21年度災害において全国からさまざまな支援をいただいております。東日本大震災に対して他人事ではなく、先頭に立って支援していかねばならない立場にあると考えておりますので、これからも可能なことはしっかりと取り組んでまいります。

議員御指摘の被災地に対する最も重要な支援の一つは、まさに災害廃棄物の処理でございます。福島県を除く宮城県、岩手県の災害廃棄物につきましては、国のガイドラインによると放射能濃度は低く、十分に安全性を確保し得るレベルのものとされておりまして、この2県の広域処理を推し進めることが喫緊の課題であるということは同感でございます。しかしながら、国の定めた基準以内であっても不安が完全にぬぐい切れない市民や、風評被害を懸念される市民がおられることも現実でございます。また、周辺自治体の御理解、安全基準の設定、安全確認等も必要でございますので、広域的なコンセンサスが求められることから、本市が単独で取り組むのではなく、県全体での取り組みが必要ではなかろうかと私は考えております。

さて、その一方で、本市におきましては、現実的な課題もございます。現在のクリーンセンターの各施設の状況は、焼却施設につきましては1日当たり180トンの処理能力を備えてはありますが、昭和57年の建設から30年が経過し、また、原則24時間稼働をしておりますことから、かなり老朽化が進んでおります。近年では、定期的点検とは別に、施設の補修をしながら業務を行っております。炉の修理となれば、2炉ある炉のうち1炉での焼却となり、可燃ごみの搬入のない土日を利用して焼却しても処理し切れず、可燃ごみが残る状況の中でございますので、被災地から災害廃棄物を引き受けて処理することは、今は大変困難だと考えておりますが、今後も県と十分協議を進め、防府市としてできることがあれば積極的に、前向きに取り組んでいく所存でございますので、御理

解をいただきたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○2番（土井 章君） 御答弁いただきました。不安がぬぐい切れない市民がいるだとか、あるいは広域的なコンセンサスが要るだとか、炉の老朽化が進んでいるということになかなか前に進めないというような答弁であったかと思いますが、不安がぬぐい切れない市民がいるならば、議会も、議員も一緒になってそれを説明する義務があろうし、防府市がもし引き受けると言えば、環境大臣、飛んできて、喜んで市民の説得にも回るかもしれません。やはり一歩前へ出ることが非常に大事だというふうに思っております。何も日炉50トン、60トンを引き受けろということじゃなくて、日炉5トンでも10トンでも、少しでも東日本大震災の被災地のためになることをやっていくべきであるということをあえてもう一度申し上げておきますとともに、きょう、朝日新聞におもしろい俳句が載っておりますので、それを紹介してこの項を終わります。「基地がれき縁なき衆生の身勝手さ（本当は縁深いのに）」、まさしく代受苦者の言葉ではないかなというような思いがしております。

次に移らせていただきますが、教育問題について、本当は別々に質問したいんですけども、教育長さんに2度、壇上に立っていただくのは申しわけないので、2つの案件、一緒に質問をさせていただきます。

まず1点目は、24年度の予算の記者発表及び施政方針で、学校教育について「学問のまち防府 創生」を本市教育のスローガンとして、学校教育の質の向上、安全・安心な教育環境の整備、一人ひとりがきらめく教育の推進を柱とした施策を実施し、「教育のまち日本一」を目指すとしております。学齢期の子どもを抱える親御さんにとっては大変心強い、ありがたい宣言であります。名実相伴って、初めて意味があるわけでございます。

そこで、質問をいたします。学校教育には、一般的に知・徳・体、すなわち知育、徳育、体育からなると言われておりますが、防府市が目指す日本一は、このうちのどの分野でしょうか。あるいはすべての分野なんでしょうか。お尋ねをいたします。

2点目は、弘中議員あるいは青木議員も質問されましたが、新年度から中学1、2年の武道必修化への対応についてであります。

安倍政権下の平成18年12月に教育基本法が改正、その教育目標の一つに愛国心がうたわれ、平成20年3月に中学校学習指導要領が改正され、保健体育において、これまで選択だった武道が、ダンスとともに平成24年度から必修となりました。武道には、柔道、剣道、相撲を中心に、空手や合気道等を選ぶこともできるようでございますが、報道等に

よると大半の学校が柔道を選択しているようであり、防府市も例外ではなく、先日の同僚議員の質問に対し、野島中学校が剣道、他の10校はすべて柔道を選択しているとの答弁がございました。柔道の危険性については、弘中、青木両議員とも指摘されましたので、ここでは省略をいたします。

では、なぜそれほど危険な柔道が選択されるのでしょうか。報道によりますと、その理由が大変おぞましい。剣道は、防具や竹刀、相撲は、土俵やまわしなどの装備に金がかかり、また準備なども大変ということで、比較的簡単な柔道が選択されているようでございます。

そこで、質問の第1点は、野島中を除く10校が柔道を選択したのは、市教委の指示なのか、あるいは学校が主体性、自主性を持って自由に選択したものであるのか。また、校長が変わったら選択種目も変えることが可能なのかどうかお尋ねします。

2点目は、指導者対応、要するに指導者の確保でございます。体育担当教員の中には柔道の経験が全くない教員もいると思われませんが、これらの教員へは研修会を行っている、すべての教員が柔道の指導ができることを認識していると、確認していると答弁がありました。研修はどの程度、回数、時間等ですが、行ったのか。また、何をもち十分と判断したかをお伺いいたします。また、女性の体育教員もいらっしゃると思いますが、こういう女性体育教員にも柔道を担当させるのか。さらに、例えば乱取りはしないといったような指導上、特段の留意点を決めているのかお伺いをいたします。

3点目は、施設対応、武道場の整備についてでございます。独立行政法人日本スポーツ振興センターの調査によりますと、全国国公立中学校の授業と部活動で、授業を行った際に起きたけがは、平成19年度で1万3,141件、うち武道場でのけがは4,402件に対し、体育館では8,739件で、畳がずれ、すき間に足や手が挟まり、けがをした。あるいは畳を持ち運ぶときに落とす事例が目立っているようでございます。加えて、体育館では畳の準備、後片づけに時間がかかり、授業時間を有効に活用できない等の難点があるようでございます。

そこで、文科省では、平成19年度で公立中学校の武道場整備率47%を、平成21年度から25年度の5カ年間で整備率70%を目指すとして武道場新築を目的とした補助制度を創設しております。ところで、防府市内の中学校で武道場があるのは、桑山中学校、佐波中学校の2校のみと伺っております。新年度予算にも、武道場建設費は全く計上されていないようでございます。教育日本一を目指すならば、最低限の施設整備はすべきであります。武道場整備に対する執行部の方針をお伺いをいたします。

4点目は、用具対応です。文科省は、全中学校に武道防具等を整備する経費として、地

方交付税措置をしていると承知しております。柔道着や剣道の防具は汗で汚れる、特に剣道の面や小手は汚れがひどく、かつ洗濯が不可能なので大変です。そこで、生徒一人ひとりに柔道着や防具は所有させるのか、その場合、父兄負担を求めるのか。あるいは共用とするならば衛生対策はどのようにしておるのかお伺いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 執行部の答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） まず、議員御質問の第1の「教育のまち日本一」を目指すことについての御質問にお答えいたします。先日の本会議でも同様の御質問があり、お答えしたと重複するものとなりますが、御了承いただきたいと思えます。

議員も御存じのとおり、防府市は北野、太宰府と並んで日本三大天神の一つ、防府天満宮を有しており、学問の神様、菅原道真公を祭った天神様は、防府市民の誇りでもあります。防府市は歴史と文化の薫るまちとして、これまでも教育を大切にしていまいりました。このたび防府市教育委員会は、「教育のまち日本一」というスローガンを掲げましたが、この「教育のまち日本一」という意味は、防府のまちは教育を大切にすまちなちであり、それはつまり私たち大人が子どもたちをしっかりと見守り、育てていく、そういうまち、その教育風土は日本のどこのまちなちにも負けない、そんなまちなちづくりを学校、家庭、地域一緒に進めていきたいと思いますという強い思いをあらわした言葉でございます。

次に、知・徳・体のどの分野で日本一を目指すのかということについてでございますが、教育において知・徳・体は、いずれも子どもたちに身につけさせるべき重要な力と考えております。この知・徳・体をバランスよくはぐくむことが防府市学校教育の基本姿勢に掲げる「生きる力」をはぐくむこととなりますので、防府市教育委員会といたしましては、知育・徳育・体育、すべてを大事にしながら「教育のまち日本一」を目指します。

次に、中学校における武道の必修化に向けた対応についてお答えいたします。これまでの武道についての答弁と重なってしまうところがございますが、これもお許し願いたいと思えます。

本市教育委員会では、平成24年度からの武道必修化に向け、平成22年度から施設・用具や指導者について調査をし、万全の準備を進めてまいりました。

武道必修化の1点目の御質問でございますが、本市の全11中学校のうち野島中学校1校が剣道を、その他の中学校10校が柔道を選択して実施しております。選択に当たっては、各学校が指導者、施設・用具、また、これまで行われてきた武道の選択状況等から総合的に判断して決定されたものでございます。また、各学校は長期的な見通しをもって決定しておりますので、校長が変わるたびに選択種目が変わるということはありません。

2点目の指導者についてでございますが、本市の保健体育科教員は全員で23名、うち女性教員が2名おります。全員が柔道の経験があり、23名のうち15名は有段者です。今年度は、さらに全中学校から県の主催の柔道研修会、これは5回ありましたが、そのうち最低2回は参加して研修を積んできております。その上で、防府市教育委員会といたしましては、来年度、山口県教育委員会と連携して、計画的に警察OBを各中学校に派遣することや、地域の専門的な指導者を講師として招聘し、安全面や技術面の指導力向上に向けた研修会を開催して武道の指導者としての資質を高めていきたい、そういうふうに考えております。

次に、指導上、特段の留意点を決めているかということについてでございますが、本市の各中学校では、本年4月までに「武道事故の未然防止及び事故発生時のマニュアル」や「安全指導のポイントが押さえられた指導計画」を完備し、安全指導の徹底を図ります。

3点目の施設対応についてお答えいたします。

佐波中学校及び桑山中学校におきましては、既設の武道場を授業に活用しておりますが、それ以外の中学校におきましては武道場等を有しておりませんので、屋内運動場を活用しております。柔道を選択いたしました中学校10校のうち畳が整備されていない中学校には、練習中の体の衝撃を和らげるために緩衝材の入った、クッション性に優れる畳72畳を整備いたしました。あわせて畳がずれ、手足を挟んでけがをすることがないようにということで、滑りどめの敷物と柔道畳の寄せ枠も整備し、安全面に配慮しているところでございます。

また、武道の授業を行う際には、各学校とも秋から冬の一定期間に授業実施時期を固め、畳等を朝に準備し、夕方、片づける等の工夫をしており、準備や後片づけなどに要する時間や労力の節減、畳の運搬時に生じるけがなど、リスクの軽減などを図っておるところでございます。このように既存の施設を効率よく、かつ安全に活用し、授業展開ができておると考えております。

現在のところ、武道場等の新施設を建設しなくても、既存施設で工夫していくことにより、授業には対応できるものと考えております。

また、学校施設整備におきましては、校舎の耐震化と改築を最優先とし、予算も重点的に措置しておりますので、新施設の建設には慎重にならざるを得ません。このような諸事情から現在のところ新施設の建設については考えておりませんが、将来、支障が生じた際には改めて検討してまいります。

次に、4点目の用具対応についてでございますが、柔道着は体操服やジャージ等と同様に、各御家庭が経費を負担して生徒一人ひとりが所有いたします。剣道を選択いたしまし

た野島中学校におきましては、防府市教育委員会が生徒数分、防具と竹刀を装備しておりますので、防具につきましては、共用することはございません。

防府市教育委員会といたしましては、今後も武道の必修化に向けて、各中学校における生徒のけがや事故防止に万全を期す体制を一層充実させ、安全で充実した武道の授業が実施できるよう支援してまいります。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○2番（土井 章君） それでは、順番にお尋ねをしますが、自信に満ちた御答弁があるものと思っておりましたが、まことに残念です。日本一はランキングではなく、教育を大切に、教育に対する思いはどこにも負けない、そういう趣旨だと聞いてがっかりいたしました。と同時に、やっぱりとも思いました。心構えだけならばすべての授業に日本一をつけなくてはなりません。

そこで、再質問しにくくなりましたが、せつかくの機会ですから、現在の防府市教育の置かれている現状をお尋ねをいたします。

まず、知育の分野ですけれども、文科省の実施の学力検査において防府市の小・中学校は県内でどの位置にあるのか。もう一点は、市内の小学校を卒業した児童が市立中学校に進学しないで、私学や市外の中学校にどの程度進学しているのか。

徳育では、小・中学校において3カ月以上、不登校の児童・生徒の数はどのくらいあるのか。これは昨日、初日ですか、18人と80人というような話も聞きましたが、そして、それは他市と比較して多いのか少ないのか。そしてもう一点は、いわゆる問題児の数は県内他市に比べてどうなのか。

体育の分野におきましては、体格、体力面における県内での位置はどうなのかお尋ねをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、議員御指摘の他市との状況ということで、5点ほど内容について御質問があったかと思えます。

まず、1点目の、いわゆる地域、学力の面でございますが、議員お尋ねの文部科学省の学力調査、これは私ども全国学力・学習状況調査と呼んでおりますが、これ、昨年、実は東日本大震災で全国的には実施されませんでした、山口県では9月に行っております。その中で、県との比較ということでは、小学校では山口県の平均を上回っております。中学校でも、ほぼ県平均と同じところでございます、平成21年度以降、ここ3年間で着実に小・中学校とも伸びてきております。

次に、市内の小学校を卒業した児童が防府市内の公立中学校に進学しないで、私学や市外の中学校にどの程度進学しているかという、たしかその御質問だったかと思えます。平成19年度に48名、20年度が54名、21年度が66名、22年度が67名と増えてきております。私ども、子どもの公立離れ、さらには、いわゆる防府離れというものが今、私ども抱えている課題の中でもやっぱり大きな課題として受けとめておりまして、それは危機感を覚えているところでございます。そうしたところでのいろんな施策と考えています。

次に、小学校における不登校の児童の数ということですが、議員お尋ねの3カ月以上の不登校の児童・生徒数、その数は平成23年度の現時点で、小学校で7名、中学校で57名、先日、申しました数は、あれは30日以上の数ということで、3カ月以上の不登校の数は、小学校で7名、中学校で57名。これは平成21年度以降、確実に減ってきております。

ちなみに、他市との状況はどうかということですが、県と比べましても減少傾向がありますし、山口県とほぼ同程度か、それ以上少なくともはなっております。

続きまして、議員お尋ねの問題を起こす生徒、いわゆる暴力行為等、そうした暴力行為という面からとらえた場合の問題発生件数につきましては、平成22年度調査によりますと、山口県及び国の発生率を下回るとともに、その率は平成21年度以来、着実に減少してきております。

5番目の体育、いわゆる体力面でございます。体格、体力面における県内での位置ということですが、まず、体格面でございますが、平成22年度に小学校5年生と中学校2年生を対象に行いました山口県体力・生活調査によりますと、身長、体重ともほぼ県平均と同じでございました。続いて体力面ですが、平成23年度と同調査によりますと、本市は山口県のそれと比べて、特に持久力に優れている反面、筋力や柔軟性などに課題があるというふうに把握しております。

以上でございます。

○2番（土井 章君） 御答弁ありがとうございました。非常に詳しく調べておられるということは、逆に言えば指導の仕方も見えてるんだなというふうに思いますし、御答弁では、徐々にではあるけれども、いいほうの傾向に向かっていると、すべての項目にそういうことでありましたが、唯一、市内の小学校を卒業した児童が市内の公立中学校に行かない、これは私もいろんな中学校の校長先生からお伺いします。というのは、今から学級編成をしなきゃいけないのが、一人来るか来んかで3学級か4学級かというようなことで、大変どきどきするというようなことで、何とかうちの中学校へ来てくれたから学級数が減

らんで済んだとか、やっぱしだめじゃったとかいうような話を聞きます。山口県一になって、何も私立中学校あるいは附属中学校等々へ行かなくても、市内の公立中学校で十分教育はできるという実績をつくれれば、校長先生のそうした負担もなくなろうと思いますんで、これまで以上の御努力というか、学校の校長先生にはお願いをしたいというふうに思います。

そこで、もう一点だけちょっとお尋ねしますが、学習塾に通っている児童・生徒というのは把握をしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 申しわけございません。今、手元に資料を持ち合わせておりません。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○2番（土井 章君） わかりました。なぜそれを聞いてみたかったかといいますと、学力検査を小学校6年、中学校3年の文科省実施分に加えて、市単独で小3、4、5、中の1、2年も実施するということですが、これが教師のために実施をされるのか、児童・生徒の学力の向上のために実施されるのかということをお尋ねをしたかったわけです。と申しますのは、学力検査をして成績のいい子は先生の教えがよくわかったと言えるのかどうか。いやいや塾に行っちゃるんですよというのが僕は大半ではないのかなというように思いがしています。

そこで、ちょっと方向を変えて最後にお尋ねしますが、学力検査をして成績のよくない児童・生徒は、大阪市は何と留年させたらどうかというような話ですが、そんなばかな話はございませんが、この子どもたちがついていけるように課外授業でも考えていらっしゃるのかどうかお答えをいただけたらというふうに思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、大阪市の留年させたらどうかとか、そういうふうな極端な御発言もありましたが、私ども、先ほど議員申されました学力検査、いわゆる民間の学力検査、CRTを利用して子どもたちの学習状況、そうしたものを、個々の子どもたちの学習状況、学習課題を把握して、それを一人ひとりの課題に応じて指導していく。そういうふうな、またそのテストを生かして、検査を生かして子どもたちの学力の向上に結びつけたい、そういうふうに考えております。

それをいつ、じゃあ、やるのかということですが、私ども現在も県がつくっているそうした問題、さらには市で新たにそうした理科等の教科において問題をつくり、そうしたものを、いわゆる授業以外の時間に今も学習、勉強させていると申しましょうか、そしてま

た、本当はそこに頼り過ぎてはいけないんですが、いわゆる子どもたちの学習規律、さらには家庭学習の習慣ということで家庭学習の手引きをつくりながら、子どもたちが家に帰ってもやっぱり勉強する、そうした習慣をつけながら、先ほどちょっと申しましたが、学校と家庭、地域、みんなが一緒になってやっぱり子どもたちを見守っていく。そうした取り組みの中で子どもたちの学力を上げていく。そうした取り組みをしたい。あるいは、個人的にはまだいろいろな取り組みを考えているんですが、新しい施策として皆さん方に発表するというはまだできないのが残念なんですけれども、本当にやっぱり子どもたちが塾を必要としない、学校の勉強と家庭学習で十分だと、保護者や地域の方々が安心できる、そうした教育のまちというものを目指していきたいというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○2番（土井 章君） よくわかりました。学校の先生方は本当に一生懸命やっただいておって頭の下がる思いですが、もっともっと上を目指して頑張っていたいただきたいというふうに思います。

それから、柔道に関しまして、二、三点御説明しますが、女性教員が2名いるが、この方も含めて全員が柔道の経験があると、こういうことのように。たしか愛知県だったと思いますが、四、五時間の講習で段位を与えたということがインターネットに載って問題になってましたが、そのうち23名中15名が有段者ということですが、これは要するに教員になる前に、あるいは教員になってこの講習を受けて有段者になったんじゃないというふうに確信をしておりますが、もしそうであれば返答は要りませんが、講習を受けて有段者になったのであれば、その人数は何人かということをお教えいただきたいと思えます。

それから、警察のOBを活用については、文科省も非常にそのことを検討しておるようですが、私の聞く範囲では、教育長さんも桑山中学校の校長先生でしたが、あそこには警察のOBが部活に行ってるという話はもう既に聞いておりますが、ぜひ積極的に取り入れていただきたい。

それともう一点は、体育の教員免許は持っていないけれども、教員の中に柔道の猛者もいるかもしれない。そういう人の活用というのは考えられるのかどうかお尋ねをしたいのと、量につきまして集中的にやるからということですが、これは子どもが運ぶのか、教員が運ぶのかをお尋ねしたい。その点ですね。

そして、財務部にはお尋ねしたいのが、先ほど教育長さんの答弁では、柔道着は各自に買わすんだと、トレーナーと一緒にだということでしたが、インターネットで見ますと文科省は柔道着の整備のためにはちゃんと交付税措置がしてあると、こういう話でしたが、だ

とするならば、少なくとも父兄に負担させるのはどうかと思いますが、その点についてお尋ねをします。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今回の御質問の最初の2点、1点目は、警察OBも含めて、いわゆる学校の中にも体育の教員以外に柔道の経験者、有段者がおるんで、その者の活用はどうかということですが、実は、中学校の、学校の授業というものがいわゆる免許制によって、免許でもって授業をするというふうになってます。体育の免許を持たない者が体育の指導をする場合は単独ではできない。体育のいわゆる教員の指導のもと、TT、ティームティーチングでそれに加わるということはできますが、ただ、授業時数等の関係で一概に、じゃあ、すべてそういうふうにさせますとは申せません。なかなか難しい状況ではあります。でも、考えられんこともないので、また各学校の実情に応じて、そうしたことを実施させていただきたいと思います。

2点目の畳を運ぶ、教員か生徒かということですが、恐らく教員と生徒が一緒になって、日本の場合は出して片づけるというふうな、そうした本当にいわゆる目的外になるのかもしれないかもしれませんが、日本の授業あるいは教育というものが子弟同業ということで取り組んでおるところがありますので、そうした柔道の畳の出し入れについても、やはり一緒にやるものと思っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 財務部長。

○財務部長（本廣 繁君） 柔道着の貸与について交付税措置がされてるかどうということですが、先般示されました地方財政計画においては、その辺の具体的なことが示されておられませんので、ちょっとその辺は承知しておりません。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○2番（土井 章君） インターネットを見ると措置をしていると、こういうことです。よく調べられて、ぜひ100%父兄に負担させるんじゃないくて、半分ぐらいでも父兄負担の軽減をすべきであるというふうに思っております。

畳につきましては、教員と生徒が一緒に運ぶのは、それは大変結構だと思いますが、畳も、聞くところによると1枚10キロ程度ぐらいあるということです。中学校1年生は大きな子どもと小さい子どもじゃ相当差があります。ぜひ畳を落としてけがをすることのないように、そういう事故も結構あるようですから、気をつけていただくとありがたいということを申し上げまして、この項の質問を終わらせていただきます。

次は、観光行政についてであります。

3点ありますが、まず、索道、ロープウェイの今後についてでございます。ロープウェイにつきましては、恒常的な営業赤字体質ゆえに、平成18年度に索道事業検討協議会を設けて、そのあり方が検討されております。平成19年3月、抜本的な経営改革に取り組むこと、そして3年置きに検証して、その結果、なおかつ営業収支が悪化の傾向にあるときは、その時点で云々と。もしくは事業の廃止等を検討されたいとの意見書が提出をされております。

そこで検証してみますと、各年度の赤字額イコール税金での補てん額ですけれども、決算ベースで平成18年度から20年度が5,500万円前後、21、22年度はやや改善され、四千三、四百万円でしたが、23年度、今年度の最終予算では、また5,000万円台にはね上がり、さらに24年度、当初予算案では5,400万円と、経営改善の兆しが見えてまいりません。市税の税金5,000万円を、さきに質問しました武道場の建設に使えば10億円の仕事をできます。市の財政状況も決してよくはなく、真剣に存廃を検討する時期に来ていると考えますが、いかがかお伺いをいたします。

2点目は、観光交流回遊拠点施設うめてらすについてでございます。うめてらすは、一昨年4月にオープンし、ことしの4月には入館者が100万人を突破したとのこと、まことにおめでたいことでございます。しかし、来館者へのアンケート調査結果によりますと、設置目的の一つであるうめてらすを拠点に他の観光地にも行ってもらう回遊性、いわゆるシャワー効果は余り出ていないようであります。要するに防府天満宮に参拝した人たちがうめてらすに立ち寄っている構図で、今後、抜本的な対策が待たれるところでございます。

それはさておき、うめてらすの開館時間は午前9時から午後8時となっております。私は、オープン前の執行部との協議の機会に、開館時間は早朝参拝者もあるので、もう少し早く開館し、閉館時間については夜8時には参拝者はいないので、日暮れには閉館していいのではないかという意見を言った記憶がございますが、天満宮の楼門の閉門時間に合わせ、20時、夜8時にするとの説明でございました。しかし、現実はどうでしょうか。物産売り場は午後6時前後には閉じております。要するにお客はないと見越しているわけで、事実、展示、休憩、情報コーナーには閑古鳥さえいないことが多い状況と認識しております。

そこで提案ですが、天満宮の祭礼等があるときを除いては、物産売り場と同様、午後6時前後には閉館し、浮いた金を回遊性、シャワー効果を生み出すような施策に使うべきではないかという考えを持っておりますが、執行部の見解を伺います。

次に、山頭火ふるさと館の整備計画についてでございます。

新年度予算案に、山頭火の一次資料購入費1,150万円を含む1,445万1,

000円が計上してあります。私は、来館者に感動してもらうためには、山頭火ののを感じることでできる一次資料の重要性を主張してきましたので、大変結構だと思います。今後、さらに収集に努力していただけたらというふうに考えております。

また、先日、山頭火終えんの地である松山市の一草庵を視察をいたしました。建物は当時の建物ではなくても、山頭火はここに住んでいたのか、山頭火はここで最期を遂げたのかと考えると、時を超えて山頭火に出会ったような気持ちになり、感慨深いものがございました。この地も立派な一次資料であり、強みであると思います。一方、本市においては、山頭火ふるさと館の整備候補地として、執行部は旧兄部家の東隣の超長方形の用地を想定していると繰り返し説明されておりますが、いかにも決定しているかのような錯覚をさせてしまいそうです。

しかし、私は次の理由から八王子地区の山頭火生家隣の県有地がベストと考えております。その一つは、執行部はうめてらすとの相乗効果を主張されておりますが、これでは回遊性が生まれません。むしろ生家跡から山頭火の小径を通って、うめてらすに行く。あるいはこの逆のほう回遊性が生まれる。そして何より、一方は山頭火生家の隣接地であり、生家跡のあずまやにも足を延ばしやすい。一方は何の縁もゆかりもないところでございます。

2番目の問題としては、山頭火ふるさと会が市に、平成19年ぐらいというふうに伺っておりますが、山頭火ふるさと館の建設を要望された折の候補地は生家隣接地であったというふうに伺っております。

3番目としては、用地の形状が全く違います。執行部の主張する候補地は主要な部分が間口約10メートル、奥行き80メートルの超長方形で、利用が非常に制限をされます。一方、県有地は約2,500平方メートルで、間口が約34メートル、奥行きが68メートル程度だそうです。平家建てのバリアフリーに配慮した建物が可能で、駐車場も十分確保できるというふうに考えます。現在、県有地は売りに出てます。再考し、県有地を求めるときではないか、所見を伺いまして、この項目の質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 執行部の答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

初めに、索道事業の今後についてのお尋ねでございますが、大平山ロープウェイは観光事業として位置づけられ、昭和34年の開設以来、53年間にわたり索道事業特別会計として、その会計を常に明らかにしてきた事業でありますことは、皆様御存じのとおりでござ

ございます。そして、単に観光資源としての価値のみならず、市民に安らぎとゆとりを与えてくれる場でもありまして、また、防府市全域をほぼ一望できますことから、未来を担う子どもたちに防府市民として誇りを与え、ふるさと防府に対する愛郷心をはぐくむ絶好の教育現場であるとも考えております。

平成19年3月に提出されました大平山索道事業検討協議会からの意見書には、議員の御指摘もありましたとおり、経営改革の成果については3年置きにこれを検証し、その結果、なおかつ営業収支が悪化の傾向にあるときは、その時点で外部委託または指定管理者制度の導入もしくは事業の廃止を検討されたいとの意見が結論としてつけられております。経営改革につきましては、御提言を踏まえ、安全運行のための整備を計画的に実施しながら引き続き人件費を初めとする経費の縮減に取り組んでまいりました。また、平成21年4月1日から運転間隔を30分から20分ごとに変更し、利用される方々のサービス向上に努めるとともに、昨年の4月29日からは、1年間で何度でも乗車できる年間パスポート券の販売を始めるなど、ロープウェイを御利用いただく方の利便性の向上と経営改善にも取り組んできたところでございます。山頂公園におきましては、自動車で来られる方々も多いことから、芝生広場の簡易トイレの新設やパノラマ看板を新たに4カ所設置するなど、利用者の一層の利便性の確保に努めてまいりました。

一方、ロープウェイの誘客への取り組みといたしましては、平成20年8月に周南市との観光振興協定を締結し、これに基づき徳山動物園との相互割引により飛躍的に利用者が増加し、さらには夜間運転の長期間実施や季節の特徴を生かした大小のイベントを開催するとともに、市内の小・中学校には利用促進PRのためにチラシの配布などを行うなど、山頂公園のさらなる活性化、ロープウェイの利用促進を図ってきているところでございます。さらに、新年度からは山口短期大学との協働による「家庭の日親子ふれあいイベント」の実施を予定しておりまして、ロープウェイの利用者も増加するものと期待しております。

さて、一般会計からの繰り入れの額につきましては、施設の保守・修繕等の規模により、年度によって増減がございますが、以前に比べればその繰入額は格段に低くなっております。

私は、先ほど申し上げておりますとおり、大平山ロープウェイは観光防府の象徴であるとともに、すべての市民に安らぎとゆとりを与える場所でもあり、本市になくてはならないものと思っております。一般会計からの繰り入れは、市民お1人当たり約400円程度の御負担とはなりますが、未来へ残してゆくべき防府市民の財産として、市民の皆様には御理解をいただけるものと私は確信をしております。

また、大平山ロープウェイは県央部における唯一の、また県内最大の索道施設でございます。また、大多数の市民がその存続を期待しているものと私は思っております。今後も安全運行を最優先に、大平山山頂公園の整備・充実を図り、利用者の増加につなげてまいり所存でございますので、御理解とお力添えのほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、防府市まちの駅うめてらすについてのお尋ねでございますが、開館時間は、議員の御発言にもございましたとおり、防府天満宮の楼門が午後8時に閉まることから、午前9時から午後8時までといたしております。これは天満宮を訪れる観光客へのおもてなしも考慮し、展示・休憩・情報コーナーを午後8時まで開け、管理人を配置しているものでございます。物販及び飲食施設は、施設のイベントや祭事などがある場合を除き、売店は午前9時から午後6時まで、また、飲食店は午前10時から午後9時までの営業時間としておられます。両店舗とも収益の確保を前提に営業時間を設定しておられるところですが、うめてらすのメインゾーンである展示・休憩・情報コーナーには、観光情報の提供・発信という目的がございます。

議員お尋ねの午後6時からの利用状況でございますが、管理人の方からは展示・休憩・情報コーナーの利用者は、平均で数人程度。季節がら冬場は少ないとの報告を受けておりますが、会議室の利用も少なからずございますので、私といたしましても物販を行っております防府市観光協会に午後8時までの営業をお願いしているところでございます。

今後も物販、飲食と一体となったおもてなしに心がけ、観光客の方に御利用いただけるよう努めてまいります。

ところで、議員御承知のとおり、うめてらすはこの元旦に来館者が100万人を突破しております。記念セレモニーも行ったところでございますが、4月29日にはオープン2周年を記念し、誕生祭として盛大に開催する予定でございます。

今後とも議員の皆様にはうめてらすを活用した諸事業に、より一層お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

次に、山頭火ふるさと館の整備についてのお尋ねでございますが、これにつきましては、昨年5月の市議会全員協議会におきまして、これまで協議・検討した内容を御説明し、また市議会に設置されました山頭火ふるさと館検討協議会において、これまで4回にわたり御協議いただいたところでございます。

そのようなことから、山頭火ふるさと館基本計画の策定につきましては、市議会の山頭火ふるさと館検討協議会において、皆様方の御意見を十分に拝聴していくことに時間をかけてまいりましたので、今年度の策定を見送り、さきの本会議において予算の繰越を御承認いただいたところでございます。

それではまず、山頭火ふるさと館の建設場所についてでございましたが、以前から説明しておりますとおり、防府天満宮や周防国分寺、まちの駅うめてらす等、本市の誇る史跡や観光施設などとの相乗効果が得られ、周辺の滞在時間の増加につながる経済効果も期待されますことから、防府天満宮周辺の「山頭火の小径」に近い場所に建設したいと考えております。

具体的には、宮市本陣兄部家に隣接する土地と、さらにその東側の土地の一部を有力な候補地としていることを昨年9月、市議会での一般質問に対する答弁や市議会の山頭火ふるさと館検討協議会においても何度も説明してきたとおりでございます。

現在、地権者と交渉を続けておりまして、用地交渉がまとまり次第、用地取得に関する費用を予算計上させていただきたいと考えております。

なお、山頭火ふるさと館の整備を着実に進めていくために、山頭火直筆の短冊などの一次資料の購入や、現時点では購入が難しい資料の複製品を作成するための経費などを新年度の予算に計上いたしております。

次に、県が売却を進めておられる八王子の総合医療センター職員公舎跡地がふさわしいという御意見でございますが、平成18年に私が選挙公約に掲げ、山頭火ふるさと館を建設するというところで、山頭火ふるさと会の皆様方の御意見をお伺いした折には、生誕地付近がいいという御意見もございましたが、その後の協議の中で、現候補地で御了解をいただいたところございまして、先ほど申しましたように、全国各地から多くの方々がお越しになる防府天満宮周辺の宮市本陣兄部家に隣接する現在の候補地に建設することが一番望ましいものと考えております。

また、第4回の山頭火ふるさと館検討協議会において、出席された山頭火ふるさと会の方々为建设場所について、先ほどから申しております場所に山頭火ふるさと館を建設、整備することについて御理解を示されたことは、協議会委員の議員の皆さんも既に御承知のことございまして、私もそのときの協議会の内容は十分承知しているところでございます。

なお、候補地といたしております土地に、その形状を生かした特色のある建物を建設し、隣接する山頭火の小径もあわせて整備することによりまして、他所にない魅力ある施設ができるものと考えているところでございます。

次に、今後の工程でございますが、用地取得につきましては、先ほど申しましたように地権者との話がまとまり次第、早い時期に予算を計上させていただきたいと考えております。

他の主な工程につきましては、平成24年度に山頭火ふるさと館基本計画の策定を行い、

平成25年度には基本設計、実施設計を、そして平成26年度に建設工事を実施する方向で進めてまいりたいと考えておりました、若干おくれますが、平成27年度の開館を目指しているところでございます。

今後も引き続き、山頭火ふるさと館の整備に向けて、関係者の皆様や市議会の皆様と協議させていただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様の御理解と御協力、お力添えをお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○2番（土井 章君） まず、山頭火のふるさと館からいきたいと思いますが、先日の山頭火ふるさと会の名誉会長さん、現会長、そして副会長ですか、御三方来ていただいたときに用地の話もしましたが、決してそこでオーケーということではなく、まさか県有地が売りに出るとは知らなかったというような状態です、売りに出てるならそこがベストという意見があったということは、あえて申し上げておきます。ですから、19年ですか、山頭火のふるさと会が希望を出したときも、その隣のその用地は買えんのであろうから、売りに出ないから買えんのであろうから、隣の田んぼで結構ですというようなことであったということを申し添えておきます。

そこで、ロープウェイですけれども、ロープウェイにつきましては、平成14、5年ぐらいまでは、確かに7,000万円、8,000万円出してたんです。これは大平山公園の管理が入ったから繰出金が多かった。平成18年からは、先ほど申し上げましたように5,500万円程度が来て、21、22はちょっと下がったということですが、平成24年度の当初予算では、また5,500万円にまで上がってるんですね。ですから、改善がされてないということです。

そこでお尋ねしますが、1点目は、当初予算では約2,000万円の運賃収入を見込んでおりましたが、それが1,400万円に大幅減となっております。この原因は何かお尋ねします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 議員はどれだけロープウェイ、御利用されてるか、私は定かに存じませんが、気象状況によって大変激しくその利用状況が変わります。大変残念なことでしたが、平成23年度につきましては、元日の、日の出のときとか、あるいはその後のさまざまな諸行事の折に、なぜか風雨にさらされ、風が13メートル強になると運行中止になりますので、中止のやむなきに至った日がとても多うございました。そのことによりまして、2,000万円計上していたものが1,400万円ぐらいに落ち込んでしまい、また、同じような轍を踏んではならんということでそのような予算措置をしてい

るというふうに私なりには理解をいたしているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○2番（土井 章君） それではお尋ねします。

パスポート券ですけれども、3,000円、何枚、当初では予定して、実際には何枚売れたかお尋ねします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 議員は買われたかどうかもお尋ねをいたしたいところでございますが、私を含めて市の職員、懸命に努力をいたしました。98枚販売をしたというふうに報告を受けておりますので、まだまだ足りません。どうか議員の皆さん方、それぞれ買っていたいただい方がおられることもよく承知しておりますが、ぜひぜひ御購入をいただく、あるいはPRもお願いいたしたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○2番（土井 章君） パスポート券が売れない理由の一つあるんですよ。観光協会の会員2,400円で、1回半額で乗れるんです。ということは、3,000円なら6回までは観光協会に入っちゃったほうが得なんです。まず、それをやめることからスタートしなきゃいけないということを申し上げておきます。多分98枚は少し違うという、300枚ぐらいでしたということでしょうから、それは結構です。

あと1分しかないんで、本当はもう少し聞きたいんですけども、1点だけちょっと気になることがありましたんで、申し上げて私の質問を終わりたいと思っておりますが、建国記念の日の、日の丸行進のときに、まちの駅うめてらすの駅長さんと話をする機会がありました。そのとき駅長さん、副駅長さんとも3月末で解任と伺いました。理由を伺うと、観光協会の説明では、首ではなく、契約期間が満了するためとの一本やりで、本人たちにとってみれば首と同様ではないかと。理由は明かされていないということでもございました。採用してほしかったら再度募集に応募しろと言われたようなことでありました。駅長さん、副駅長さんとも、私どもの知る限りではまちの駅のため大変努力されているというふうに理解をしております。特に副駅長さんはまちの駅への思いを朝日新聞に寄稿、連載もされておりましたが、6回の予定を、首になる者が連載を続けるのもいかがかということで、4回で打ち切ったというような事情もあるようでございます。観光協会の人事のことですから我々が口を挟むのは慎むべきだということは十分わかっておりますが、職員をころころかえては、防府市のつくったまちの駅にとってよいことではないというふうに考えております。

それはさておき、インターネットで見ますと、3月15日まで駅長さんあるいは副駅長

さんの募集がなされております。一方で、駅長にはもう既に人が決まっているというようなことが巷間言われております。もし本当だとすると、応募する人を愚弄した話で、とても許せるものではありません。こういうことであるならば、まちの駅の信用も台無しになります。それにもし、市が関与しておるのかどうか知りませんが、関与しておるとすれば、これは重大なことです。今後、この推移は重大な関心を持って見守りたいというふうに思っております。

以上で、私の質問は終わります。どうもありがとうございました。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（安藤 二郎君） 時間が参りましたので終わります。（「断じて関与いたしておりません」と呼ぶ者あり）

以上で、2番、土井議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後2時42分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年3月7日

防府市議会議長 安藤 二郎

防府市議会議員 山下 和明

防府市議会議員 横田 和雄